

2002年度日本応用心理学会公開シンポジウム

## 少年犯罪の今日的課題

**企画・司会** 藤田 主一 (城西大学女子短期大学部教授)

**話題提供者** 碓井 真史 (新潟青陵大学看護福祉心理学部教授)

「犯罪心理学から考える人間心理の心と闇」

阿部 恵一郎 (千葉刑務所精神科医)

「犯罪少年の背後にある発達障害・児童虐待・薬物乱用」

伊藤 芳朗 (弁護士・東京弁護士会)

「改正少年法による少年犯罪の捉え方」

富田 信穂 (常磐大学人間科学部教授)

「少年事件による被害と、それからの回復について考える」

**指定討論者** 細江 達郎 (岩手県立大学社会福祉学部教授)

大山 みち子 (武蔵野大学人間関係学部助教授)

このシンポジウムは平成15年2月1日(土)に駒澤大学で開催された。

藤田: 皆様こんにちは。ただいまから、2002年度日本応用心理学会主催の公開シンポジウムを始めたいと思います。私は、本日の企画と司会を担当させていただきます。城西大学の藤田と申します。なにぶん不慣れではございますが、どうぞよろしくお願い致します。さて、本学会では、毎年身近なテーマを取り上げまして、公開シンポジウムを企画・開催致しております。今回のテーマは、「少年犯罪の今日的課題」というものです。昨今の少年を取り巻く状況は実に厳しいものがあると思います。記憶に新しい、神戸の酒鬼薔薇事件、佐賀のバスジャック事件、大分の一家6人殺傷事件、愛知の主婦殺害事件、埼玉のホームレス暴行死事件など、少年たちの犯罪は一面凶悪化しているように思います。少年犯罪は、第四の波を迎えているともいわれております。少年たちは、何処へ行こうとしているのでしょうか？ 私たちに何を訴えようとしているのでしょうか？ 彼らは、何か深く混沌とした世界にいるように思えてなりません。彼らの背後には、一体何があるのでしょうか？ このシンポジウムでは、それぞれのご専門の先生にお集まりいただきまして、私たちは今、少年たちをどのような目で見ていったらよいか、また、被害を受けた方々を含め、私たちがとり

得るべき道はどのようなものなのかについて、今日お集まりの皆様と一緒に考えていきたいと思います。

それでは早速、本日のシンポジストの先生をご紹介申し上げます。皆様から、向かって、右手4名の方が話題提供者、左手2名の方が指定討論者の先生でいらっしゃいます。6名の先生は、各分野の第一人者の方でございます。大変なご活躍と業績をお持ちでございます。私には十分にご紹介ができませんと存じまして、お手元にご経歴等の一覧を配布させていただきましたので、こちらをご覧いただきながらご紹介したいと思います。まず、話題提供の先生をご紹介致します。私の一番近いところにお座りの先生は、新潟青陵大学教授の碓井真史先生でございます。先生は、大学で教鞭をとられながらも、スクールカウンセラーとしてもご活躍でございます。先生の「こころの散歩道」というホームページは、大変な人気でございまして、500万回を超えるアクセスを集めていらっしゃいます。昨日、午後3時に私がアクセス致しましたところ、5,277,182回目でございます。今日は、犯罪心理学の立場から、少年たちの心理をお話いただきたいと思います。



そのお隣は、千葉刑務所医務部保健課長で、精神科医の阿部恵一郎先生でございます。先生は精神科医として、多数の犯罪少年と接していらっしゃいます。先生は、旧教護院や医療刑務所でお仕事をされ、現在、千葉

刑務所にご勤務ですが、少年院にも併任で勤務されていらっしゃいました。今日は、犯罪少年の背後にある諸現象につきまして、医学的な立場からお話いただけるものと思っております。また、本日のシンポジウムに際しまして、ある新聞社からインタビューをお受けになられたと伺いました。

そのお隣は、弁護士の伊藤芳朗先生でいらっしゃいます。先生は、学生時代に司法試験に合格、弁護士登録をされまして、現在、クレスト法律事務所所長でいらっしゃいます。先生は、日本弁護士連合会や東京弁護士会、子どもの権利や少年法に関するお仕事にも携わっていらっしゃいます。テレビのコメンテーターでもお馴染みでございまして、私もテレビ画面上ではございますが、毎週お会いしております。心理学者は法律には無力であります。今日は、少年犯罪と少年法との関係を、法律家の立場からお話していただけるものと思っております。

そのお隣は、常磐大学教授の富田信穂先生でいらっしゃいます。先生は、被害者学、犯罪学がご専門で、「いばらき被害者支援センター」や「全国被害者支援ネットワーク」などの、さまざまな被害者支援のお仕事をなされ、この分野の中心的な先生でいらっしゃいます。最近、少年による犯罪の被害者や、遺族が受ける打撃や不利益などに関心が高まっております。今日は、先生の豊富なご体験を交えて、被害者学の立場からお話いただけるものと思っております。

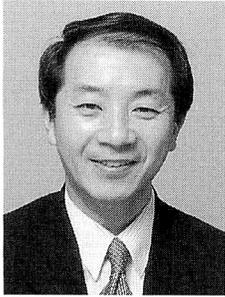
次に、指定討論の先生をご紹介致します。お一人目は、岩手県立大学教授の細江達郎先生でございます。先生は、社会心理学、犯罪心理学がご専門でいらっしゃいます。岩手県の臨床心理士会や、家庭裁判所の仕事にも携わっていらっしゃいます。いつも鋭い切り口で、犯罪心理の理論を構築されていらっしゃいます。昨年度の日本応用心理学会全国大会は、先生が会長として開催されました。そのお隣は、

武蔵野大学助教授の大山みち子先生でいらっしゃいます。先生は、長らく刑務所や少年鑑別所にお勤めになられ、また、精神科領域で臨床の仕事をなされ、臨床心理士として深い洞察をお持ちでいらっしゃいます。特に、被害者の精神的ケアには大変お詳しく、今日は、こちらの方面からも討論していただけるものと思っております。

これから、各先生方にお話していただくわけですが、このシンポジウムの全体の時間は、5時30分までの3時間となっております。そこで、話題提供の先生には、お一人20分とお願い致します。4人の先生のお話は、大体3時頃の終了を目処にしたいと思っております。話題提供のお話が済んだところで、10分ほど休憩をとりまして、その後、指定討論をお一人15分とお願いしております。そして、シンポジストの方々とのディスカッションの後で、最後にフロアの皆様と、なるべくたくさん、ディスカッションの時間をとりたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。それでは早速ではございますが、最初に新潟青陵大学の碓井先生にお話をいただきたいと思っております。碓井先生、よろしくお願い致します。

**碓井:** こんにちは。よろしく申し上げます。こうして壇上に座って、たくさんの方々から注目を集めるというのは、悪い気はしないですね。大変ご立派な紹介をしていただきまして、本当にたくさんの方に来ていただいて、ありがたく思うんですけど。あの、私思うんですけどね、子どもたちみんなに、こういう場があればいいのになあって。ざわざわするとみんなが注目してね、大勢の人が集まって、「先生の話を聞かせてよ」って言ってくれるようなね、「来てくれてありがとう」って。帰ろうとすると、「えっ、もう帰っちゃうの？ また来てね。」って言ってくれるような、そんな場があればいいのになあって。そんな場があって、誰が好き好んで悪い事なんかするだろうって私は思うんですけどね……。

犯罪ということで、犯罪を犯した人が20歳か19歳かで全然違うわけですが、たまたま年齢が違うだけで、どっちも同じ泥棒とか殺人で同じであれば、わざわざ「少年犯罪の」というようなタイトルを付けたこうしたシンポジウムはいらないと思うんですが、違うと思うんですね。大人の犯罪と子どもの犯罪。例えば、私が物を盗るとしたら、欲しいから盗



ります。買いたいけど買えないから盗る、金が欲しいから盗る。車でスピード違反をしようと思えば、「お巡りさんはいないね、スピードを測る機械はないね」と思って、そして早く着きたいから、スピードを上げる

わけですね。それが普通の大人の犯罪です。ところが、子どもの犯罪を見ていると、必要のない物を盗ったりするんですよね……。買えるのに盗ったりするんですよね。例えば暴走族、暴走するんだったらどっか山奥の誰もいない所でバンバンバンバンやればいいのに、わざわざ街中の、わざわざお巡りさんがいる中で、わざわざ旗なんか立てたりしてね、バンバンバンバン、音出したりして。「これから悪い事をするぞー！」って、何か宣言してやっているような……。質的な違いがあるのかなっていうふうに思います。間接的に知った子なんですけど、小学生で、さんざん万引してもう常習犯で、捕まって、またやっちゃって。それで、担当の警察の方がその子の家に行って、「盗んだものを見せて下さい」と言うと、「ここにあります」と、押入を開けて見せてくれたんですけど、鉛筆とか消しゴムとか、そういうのがいっぱい。しかも、どれも封を切らずにそのまま置いてあったそうです。「どうしてせっかく盗んだのに使わなかったの？」って聞いたら、「いや、この間盗んだときも、全部返さなきゃいけないから、今回もどうせ返さなきゃいけないのかな、と思ったので、包装を解かないでそのままにしておきました」って。こんな馬鹿な話が……。でも、それが子どもたちのやる犯罪なんでしょう。

心理学的に見ますと、非行少年たちというのは、猛烈に愛を求めているのに、その求め方がどうしようもないほど不器用な子たちなのかな、と思います。愛して欲しい、注目して欲しい。それが、もっと社会に認められる形でできる人はいいんですけども、そうでない人が手取り早く注目を集める方法が、悪い事なんですね。悪い事をして愛されないんじゃないかと思われるかもしれませんが。でも人間にとって、無視されることほど辛いことはありませんから、「叱るという形でもいいから、こちら

を向いて」と思っている子たちもいるのかな、と思います。あるいは、家や家庭の中では注目されず、愛されず、尊敬されず。でも別の場所に行って悪い事をする、注目され、尊敬され、有名になったり、褒められたりする。それで、「どっちに行く？」って言ったら、そりゃ、気分のいい方に行っても無理はないかなって、そんなふうに思います。少年たちを見てると、実に馬鹿な事をして、それで人生を台無しにする。いくらもしない物を盗んで高校の推薦入試をパーにする、みたいなね。これらから人生いくらでも何でもあるのに、数万円のお金を盗るために人を殺したりとか。何か、わざわざ自分で自分の人生を駄目しているような感じがするんですけど。確かに彼らは、「俺の人生なんかどうなってもいいんだ」って言うかもしれませんが、本当にもともとそんなふうに思っている人は誰もいないと思うんですね。誰だって自分のことがかわいいわけですから。例えば、小さな子どもが、積木でお城を作ってる。時間をかけて一生懸命、一生懸命作ってる。そこに誰かがやってきて、端っこの方をガシャンと壊しちゃう。理屈で考えると、折角そこまで作ったんですから、壊された所だけ直せばいいわけですよ。でも、大事な大事なお城、それを壊されちゃったその悲しみ、それがあまりにも大きいと、もう作り直すという気にはなれないんですよね。「もういいよ、いいよ、いいよ！」「ガシャン、ガシャン、ガシャン」って、自分で壊してしまう。そんな幼児の心と非行少年の心って、何か近いのかなって気がするんですけど。「僕のこと愛してくれないんだ。私のこと愛してくれないのね。こんな僕なんかどうなってもいいんだ」って。人って、他人に自分を壊される前に、自分で自分を壊してしまうのかなって、そんな気がします。よく「グレてやる」とかって言いますよね。「死んでやる」とかね。あれどういう意味だろうって思うんですけど。グレたきゃ勝手にグレればいいじゃないって。でも、「グレてやる」って言うんですよね。「見てろよ、グレてやるからな」って。「愛して欲しいのに愛してもらえない、注目して欲しいのに注目してもらえない、苦しいよ、悲しいよ」って。本当は皆のことが大好きなのに、でも思い通りにならなくて、まるで復讐するかのよう、親が一番悲しむようなことをやるんですよね。自殺とかって一番典型だと思うんですけど。そんなふ

うなのかなって。私たちが普通に持っているような夢や希望を失ってしまう。ある調査によりますと、暴走族の少年の8割が、親から何の期待もされていないというふうに答えています。せめて親ぐらい期待してあげないとね……。「この出来の悪い奴でも、こいつだっていつかきっと必ず」とかって、普通、親なら思うわけですけど。どっかでさじを投げてしまったのでしょうか。

犯罪も、同じ物を盗ると言いましても、時代によって変わってまいりまして、昔々は、本当にそれが買えないから物を盗るといような、生活型の犯罪というものがありました。その後、豊かになってきますともうそんな必要はないんですが、スリルを求めて、ですとか、仲間から褒められるために、といった遊び型の犯罪が増えてきます。ここまではまだ分かりやすいですけどね。でも、最近の犯罪を見てみると、「人を殺す体験がしたかった」とか……。 「何それ？」って感じですよ。 「腹が立ったので殺しました」ならまだ分かるんですけども、訳の分からないことを言う子たちがいる。こういうのを自己確認型犯罪などと呼ぶ人もいます。神戸の小学生殺害事件の少年は、透明な存在なんてことを言っていましたけどね。あれは彼の作文だったわけなんですけれども、でも、それに共感する少年たちが随分いた。透明な、空虚な存在、それを埋めるための犯罪。万引している時だけ、生きている実感がする、とかって言う少年たち。本当は、うまい物を食ったり、運動したり、勉強したり、喧嘩したり、デートしたり、そういう中で何か生きている実感っていうのを人間感じるんでしょうけれど、そういうのが無いのでしょうか。少年事件にはいろんな事件がありますが、昔からよくある少年事件。悪い子たち、あまり環境にも恵まれず、躰も受けず、だんだんだんだん悪い事を繰り返す、悪の仲間に入っていく、とうとう大それたことをしてしまいました、という犯罪もあるんですけども、でもそういう犯罪って、あまりニュースにならないかなって気がします。大きなニュースになるのは、むしろ、優等生のいきなり型とかっていう犯罪なんですけどね。犯罪少年型自体は特に増えていないと思います。長い目で見た時には、特に増えていないと思います。万引とか自転車泥棒とか増えてますけど、それは、少年の心の問題もありますけど、環境の問題もあるかなって気が

します。私が子どもの頃は、たいてい対面式の販売です。「おばちゃんこれちょうだい?」、「はいよ」って。万引できないです。でも、スーパーとかコンビニとか増えれば増えるほど、万引しやすくなるんですね。駅前の放置自転車に乗って走ってて捕まえられるとあって少年はいっぱいいるわけですけど、何十年前は、そんなことないわけですからね。自転車ちゃんと鍵かけて。私ね、自分の自転車、いつも夜は自分の家の玄関の中にしておきましたから、それが普通だったんですけど。それなら自転車泥棒するのは難しいんですが、その辺に鍵をかけないで放たらしにしてあれば、だから盗っていいというわけではありませんけれども、そういう感情の変化があるのかなって。

凶悪犯罪っていうのは、強盗、レイプ、殺人とかっていうのを凶悪犯罪って言うんですが、少年の凶悪犯罪を長い目で見れば、激減です。びっくりするほど減っています。世界の研究者たちが、「どうして日本の青少年はこんなに悪いことをしなくなっちゃったのかな」って、不思議がるほどです。毎年捕まる少年殺人者は100人ぐらいですけども、ピーク時は300人、400人、毎年捕まっています。じゃあ、どんどん子どもたちは良い子になって、何の問題もないのかということそうではなくて、大人たちから見て訳の分からない犯罪、万引もしたことのない子が強盗殺人とか、昨日まで高校の優等生だった子が殺人事件とかっていう、そういうのが大きく報道されて、少年犯罪が増えているような気がするのかなと思います。確かに、インパクトは大きいですよ。ものすごい乱れた環境で、さんざん悪いことをした子が悪いことをしました、大きな犯罪を犯しましたと言っても、私たち他人事って気がするんですね。ところが、ごく普通の家庭の、結構成績の良かった子がとんでもないことをしましたとかっていうと、もしかしたらうちの子も……とかって思うんですね。少年犯罪が次々と報道された2000年の頃、私、小学校のPTAに呼ばれて、「少年犯罪について話して下さい」って。小学生の親でもそんなことをもう心配するんです。

自転車泥棒とか万引とかはともかく、大きな事件、凶悪事件を起こしてしまう子たち、私考えてみると、キーワードは「もう、だめだ」っていうことかなって思うんですね。バスジャックを起こした少

年は、高校を中退して「もう、だめだ」って思うんですね。あとはホームレスになるしかないって。「そんな馬鹿な。いくらでも人生やり直しが利くじゃないの」って、大人は柔軟に思えるんですけど、彼はそう思えないんです。それで、「もう、だめだ」って。人生最後に、一発大逆転と思って、彼が考えたのが有名大学に入ること。これはだめだったんですね。2番目が仙人になって、不老死の薬を作る。この程度です、少年の発想は。それで3番目が犯罪。バスジャック事件を起こすんですよね。お母さんをバットで殴り殺すという事件も同じ年に起きたんですが、ずっとクラブの後輩にいじめられ続け、いじめられてるんだったらクラブを辞めろよとか、不登校にしろよって思うんですけど、違うんですよね。「もう、だめだ」と思って後輩を殴りつけ、それで、「お母さんを犯罪者のお母さんにするわけにはいかない」と彼は思って、家に帰って母親を殴り殺します。愛他的殺人とかって言うんですね。愛するが故に殺しちゃうんですね。彼は、16日間にわたって行方不明になります。実は自転車に乗って、ずっと北に向かって逃亡していたんですけど、逃げる時も、リュックサックの中身は、いくらかのお金と、着替えのシャツが1枚と、あとリュックサックの半分は、彼が大事に大事に集めていたポケモンカード。おいおい、逃げるならもう少し考えろよ。あの、犯行を犯すまでの計画はすごく綿密に練って、推理小説のような計画を立てて、犯行自体はものすごく残酷な犯行で、ところが、逃亡計画はすごく幼稚って言うか、結構ありますね。「もう、だめだ」って思うんですね。一家六人殺傷事件の少年は、下着泥棒が見つかりそうになって、「もう、だめだ。だったら隣の奴らを皆殺しだ」と思ったんですけど、でも彼が「もう、だめだ」と思ったのは、捕まってどんな刑罰を受けるかではなくて、お父さんにどれだけ叱られるか。こんなことがばれたらきっと、あの、小さな集落なんですけど、「村の中で村八分になるのではないか。もう、だめだ」と思って、人殺しを考えるんですね。

さて、こんな事件を防止するためにはどうしたらいいかと言って、まず考えるのは、「罰を厳しくしましょう」ということがまず考えられるわけで、少年法もそういう厳罰化の動きで改正されていくわけですが、でも、罰を厳しくして減る犯罪は、計算でき

る犯罪だけです。計算してやるような、駐車違反みたいなものは、うんと罰を厳しくすれば減るのかもしれないませんが、少年たち、考えてません。神戸の少年も、自分は捕まったら死刑だって思っていたそうです。あの年齢で死刑になるわけじゃないんですけど、でも、そんな知識はないんですね。知識があったとしても、考えることができません。「いや、そんなことないよ。悪い奴らはすごく冷酷で冷静で、考えているよ」って。そういう犯罪もあると思います。例えば、学校の中でいろんな悪いことをして、金を巻き上げたり、掃除当番を押し付けたりとかですね。先生を脅して、自分の思い通りに学校内で振舞うとかっていうのは、結構計算してるでしょうね。そういう場合には、「そんな乱暴をしたり、脅すようなことをしても得にはならないよ」って教えてやる意味があると思いますが、ところが、学校内の問題行動でも、対教師暴力、教師をぶん殴っちゃうとかっていうのは、もう計算できてません。そこまでやったらまずいって、冷静に考えれば分かるんですけど、いわゆる「キレた」状態ですね。しばしば、その対教師暴力のきっかけが、正しい言葉なんです。「何で遅れてきたの？ 早く座りなさい」みたいな正しい言葉に、キレルんですよね。まだ、間違ったことを言ってくれと、「うるせえ、バカヤロー」って、「お前は何も分かってない」って言えるんですけど、正しい言葉を言われちゃうと、「はい、わかりました」と言うか、キレちゃうかのどちらかしかありませんからね。でも、心が通じ合っていないのに、正しいことを押し付けようと思ってもうまくいかないようですね。以前、ある児童自立支援施設、教護院の園長先生がおっしゃってたんですけど、そこで寝食を共にすると、心が通じるんだって。心が通じると、言葉が通じるんだよねって、その方がおっしゃっていました。

罰が悪いわけではありません。必要です。彼らが反省するために必要なんですけど、でも、不用意に与えると、かえって社会を恨むんですね。「こんちくしょう」って言って。そうならないために、関係者一同、ものすごく努力して、努力して、いろんなことをやって、彼が反省できるようになって頑張っているわけですけども、なかなか世間にはそれが通じないんでしょうかねえ。私はホームページで、犯罪少年の心の傷みたいなのを語りましたら、応援し

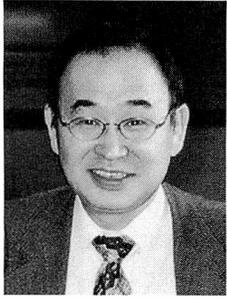
てくれるメールもいっぱい来ましたが、批判のメールもいっぱい来まして、「お前のように、子どもを甘やかす奴がいるから、少年犯罪が増えるんだ」、「お前も被害者と同じ目に遭ってみろ」とか、脅迫めいたメールももらいましたけども。確かに、子どもたちが泥棒したり、暴力を振るったりするのは問題行動です。でも、それに対して、大人たちが、「子どもを甘やかすな。この街から出て行け」って反応をするのも、それもまた大人たちの問題行動だと思います。神戸の事件から少年法改正までの、あの異常な盛り上がりは、私は何か、大人たちの集団ヒステリーかなって感じたほどです。真っ赤な目をして、拳を振り上げ、石を投げて、「犯罪少年なんか皆死刑だ」とかって言ってる人たちの心理って、実は、少年犯罪を犯してる少年の心とそんなに遠くないのかなって、そんな気すらします。ただ、社会問題としては、大人たちの問題行動だよって言いたいんですけども、でも、現実にはそういう子たちと接している家族とか、学校の先生とか、そういう人たちに、「あんたら、しっかりしろ」ってそういうふうにはあまり言いたくないんですね。やはり、彼らはとても傷ついている。彼らの不法行為を前にして、不安になり、恐れを感じ、恐怖を感じ、屈辱感を感じ、その中で冷静さを失っていく。私たちの仕事はむしろ、彼らを責めることではなくて、家庭とか学校とかを支えることなのかなってそんなふうに思います。心理学をやって何が良かったかと言うと、「ちょっと待てよ」って考えられるようになったことかなって思いますね。「バカヤロー」とか言って、拳を振り上げてくる少年たちに、「怖いよ、犯罪者だ」って言うだけではなくて、「ちょっと待てよ。どうしてこんなことをするのか」って、そんな心の余裕を私たちが持てるようにしたいな、というふうに思います。犯罪を防止して、社会を良い社会にしていくためには、少年たちに、「世の中甘くないぞ。こんな悪い事したら、こんな恐ろしい刑罰が待ってるぞ」って、そういうことを伝えていくのではなくて、むしろ、「君もそんな無理しなくて、ちゃんと愛されているし、一人じゃないんだよ」っていうメッセージを伝えていこうかなというふうに思います。どうもありがとうございました。

藤田：確井先生、どうもありがとうございました。いろいろとご質問もあるかと思いますが、続

けてお話をいただきたいと思います。それでは、阿部先生、よろしくお願い致します。

阿部：今時計を見ましたら、2時ぴったりなんで、「うわー、すごいな。私も見習って20分で何とか終わらそう」と思います。千葉刑務所の阿部です。私は、話す時にいつも言われるんですが、「お前の話はうなぎのようだ。あっち行ったりこっち行ったり」ということなんで、大体いつも、こういうふうにお話をさせていただく機会がある時には、レジュメを用意して、ちゃんとしるしをつけておかないと、本当に取捨つかなくなってしまうので、レジュメにしたがって、お話を何とか20分で終え、確井先生のように、うまくバトンタッチができればと思います。

最初に、レジュメの1番としまして、「少年非行の理解の変化」というところからなんですが、これは確井先生のところでもありますように、少年犯罪が変わってきて、生活型、遊び型、自己確認型と呼ばれたりしますが、この時に、2つのこと考えないといけないわけです。1つは、少年非行の理解の理論が、時代とともに採用のされ方が違うということ、もうひとつは実際に子どもは変わったんだろうか、ということがあると思います。そこに、「貧困から家族・人格の病理へ」つまり、最初は、貧しいから非行をされると言われたのが、その後は、養育の失敗だとか、対人関係の問題だとか言われ、昨今は、何かというすぐ心の闇、人格の病理みたいなものを含んだものが非行の説明枠になっている。そんなふうに変わっていている。そうすると、子どもたちが、実際にこちらの説明枠どおりに変化してるのかどうか。そこはなかなか分からないところなんです。例えば、2年ぐらい前ですか、珍しく矯正局が、内部に関わる小冊子を出しまして、『現代の少年非行を考える』という冊子を出しました。それを見ると、一言で言えば、子どもは、「歪みから未熟へ」というようなことに変化したというのです。20年ぐらいの間をおいてどんなふうに変ったかという、鑑別所に面会に行く親が非常に多くなったとか、あるいは、犯罪白書なんかにもよく出てますけど、非行少年の親がかならずしも貧しい低所得者層とは限らない。そういう意味では、貧困から脱して、貧困が非行の原因にならないような、そうした時代の変化について書かれていたりしています。長いこ



と少年鑑別所に勤めていたある看護婦さんで、もう30年勤めたんですが、「昔と今は違うかな」ってたずねたら、「うん、違う」と言うのです。それで、「どこが違う？」って聞いたら、「昔の非行少年は、鑑別所に

入れたからといってビャービャー泣きはしなかった。最近は泣く子が多い」って言うんですね。「はあ、そうか。その辺はやはり違うのかな」と思いました。私は武蔵野学院という国立の児童自立支援施設に勤務していたのですが、精神病院の保護室のような部屋があるんです。どうしても興奮して落ち着かないような子を入れるのです。そこに長いこと勤めてる職員に聞いたら、「昭和60年がちょうど節目かな」と言います。「50年代までというのは、興奮して収まりがつかない少年がとて多かったですけれど、昭和60年を過ぎてからは、そういう部屋に入れると、割としゅんとして落ち着いて、何か妙にぼーっとしてしまう子が多くなったんです。そうは言っても、外でやってきたことの激しさとかは、そんなに変わらないんですよ」って言う。それから心理の査定についても、昭和40年代の心理の先生に聞いたのですが、今時は、子どもに、「お金を盗って悪いと思わないのか」って言うのと、「お金を盗ってどこが悪い」って言うんだけど、「昔はそうでしたか？」って聞くと、「そんなことはない。何も言わずに、すいませんでしたって頭を下げる」と言うんですよ。もう片方で心理テストをやる時に、「いいか、このテストで頑張ればタバコ1本やるからな」みたいなこともある。そんなふうな、何か職員の側の対応も違うこともあったりするんです。まあ、それで子どもは変わったのか、少年非行というか、人間そのものが変わっていったかどうかは分からないですね。

次に、「歪みから未熟へ」なんですが、最近です、「キレル」とか言いますね。われわれの業界用語ですと「解離」ということで、「キレル少年」とか、あるいは「いきなり型非行」とか。いつもは普通に生活をしている子どもが、急に激しい言動をとって、周りをびっくりさせるような行動。そういう意味では

非常に分かりにくい例もあります。さらに、この後お話をするアスペルガーとか、ADHD、それから行為障害などを扱った発達障害、それから児童虐待。この後お話が出てくる被害者学、この辺あたりが今トレンドなんじゃないかと思います。トレンドなのは良いんだけど、果たして、われわれがどのような理論枠で少年たちを見ているかが問題ですね。被害者学は、やっとな被害者の方に目がかなり向くようになったという意味では、また違うとは思いません。発達障害とか児童虐待とかは昔からあったわけですが、そこから見ていこうというようなところも少年を見る目に変化しつつあるのかなと思います。これは、子どもが変わったのか、こちらの見る目が変わったのか、両方なのか、というようなことを考えたりしています。

次の2番目に、“Bio-psycho-social Model”というふうに書きましたのは、今日は応用心理学会という心理の皆さんのところで、精神科医としてのアイデンティティをどの辺に保って話をしなければいけないか、というのを意識したのと、それともうひとつは、紹介のところにもあるんですが、実はフランスで薬物乱用者の治療について研究してきたので、その時に、治療についてどんなふうを考えるのかという、まあこれは言い古されてるんですが、“bio”の面、つまり脳の問題、それから“psycho”、「心理的な」、 “social”、3つの面からアプローチ、治療を進めていくんだと。ここまでなら誰も考えるんですが、僕がフランスに行って感激したのは、“bio”は医者がやるんだと。“psycho”は心理士、“social”はアシスタントソーシャルがやる。そして、その全てが国家資格で、それを取った上で、治療や、自分の持ち場はここだというふうに、明確になっている。そこは、ちょっと日本からすると羨ましいというか、分かりやすいと感じたのです。“psycho”の部分については、今、碓井先生の方からお話があったので、私は、“bio”絡みの方でいくつか、日頃、今はホームグラウンドは刑務所ですが、それ以外の少年院、それと、あとは児童福祉施設、武蔵野学院にいたということもありまして虐待児童、それから、養護施設、児童自立支援施設はまだまだ繋がりがあがるものから、いろんな所で子どもを見ているので、そこいらあたりから気がついたから、発達障害、児童虐待、薬物乱用について、気になるな、と思っていること

をお話したいと思います。「心の闇」と言われるものの中に、その背景にこの3つがあることも多いのです。

発達障害と言えば、まず豊川の事件で人を殺す実験をしたかったという「アスペルガー」という言葉が出てきたわけです。これは精神鑑定の先生が、「アスペルガーとしか言いようがないから」ということでした。元々は小児の自閉性の人格的な問題、精神病質というようなことをアスペルガー先生が言って、彼の名前がついたわけです。これが1980年に、Wing, L. というイギリスの先生が、どうも奇妙な子がいるんだけど、今までの病名ではなかなか説明がつかない。彼女自身が、実は自閉症の子どもの親だったんですね。それをつい最近知ったんですけど……。あまりドイツ語なんか読まないイギリス人が、ドイツ語を読んで、アスペルガーの所見に出会って、これがぴったりだと思った訳です。それが復活のきっかけでした。その後、奇妙な犯罪者、あるいは、悪いことをやっても隠そうとしないというか、どうも通常感覚では理解しかねる、そういうふうな人にアスペルガーという診断名が、つきやすくなってしまった。でも、もう片方では、「アスペの会」のように、こうした障害を抱えている人を支えている人たちからすると、アスペルガーがまるで、皆そういう犯罪をする人みたいに見えて、大変迷惑している。確かにそうなんです。現在のところ、「アスペルガー」と言うと、実は、いろんなものを綯交ぜにしちゃってるのです。発達障害ですから、元々は2歳なり3歳なりに、それなりの症状が出てきてないと、発達障害という診断は本当はつけにくいんじゃないかなと思うんだけど、大人になってから振り返った時に、小さい頃から自分は、周りからいじめられた、あるいは対人関係で辛かったという、そういう人たちと、児童あるいは学童期、あるいはそれ以前の幼児期から問題を抱えている人たちとは、本当は別に考えないといけないと思うんです。今一緒にたに扱われてるところに、実は危険がある。アスペルガーに悩みながら頑張ってる人、それから、それをサポートする人たちを、ある意味では傷つけているんですね。この発達障害自体、DSM-IVでも、あるいはICD-10とか、いろんな分類があるんですが、小児の部分については、まだまだこれから変更されてゆくだろうと思います。ア

スペルガーと、それから自閉症のIQが70以上になると高機能自閉症が問題になります。これが一緒のままなのか、違うものなのかというようなことも、今後、分類のされ方がまた変わってくるだろうと思います。ただ、今のよう、何か奇妙な犯罪あるいは非行をする人をアスペルガーではないかと言ってしまうのはどうかと思うんです。それはもっと区別すべきだろうし、人格障害的でもあったり、あるいは、単に対人関係でも悩みをずっと深く深くもって生きてきている人もいるだろうし、あるいは発達障害としての問題も持っている。そういう人もいます。今、言われているアスペルガーは、全部ひくくめて言われているという印象を持っています。

学級崩壊と絡めて、一時、ADHDが流行しました。これはいまもって、多動イコールADHDというところがあって、問題ですね。ADHDにリタリングが80%、90%効きますという。もう一方では30%ぐらいの効果なんだという。これはどこに問題があるのかと言えば、多動イコールADHDにしてしまうところにあるのです。知的にハンディを背負ってれば、なかなか周りのことが理解できないために多動になりますね。子どもって大体多動傾向がありますから。それとの鑑別をしないとけない。それから、虐待を受けてきた子どもにも多動の症状が出ることは、かなり多いです。それと、子どものうつという報告もあるので、気分障害からの影響もあるんですね。そういう意味では、多動イコールADHDというふうに言われて、何かこれもアスペルガーと同じように何でもかんでも、バタバタするとADHD、という傾向がありますね。そこにもってきてさらにひどいのは、「DBD マーチ」というふうに言われる、注意欠陥多動障害(ADHD)の後には反抗挑戦性障害が出て、その次に行為障害、行為障害は、非行の精神医学的な用語なんです。その後、反社会性人格障害に1/3、多くて45%がそのまま移行するとか、いろいろと言われているんですが、そんなふうな文脈でADHDが、まるで犯罪者あるいは非行にいつてしまうような、そんなふうを受け止められがちだという、そこもADHDに絡めてでは問題かな、というふうに思います。時間がないので、次にいきます。

次に、児童虐待です。少年院の一昨年の調査、あるいは児童自立支援施設の調査でも、入所している

少年たち・子どもたちの半数以上に、虐待歴があるだろうと言われています。児童虐待も児童福祉の分野だけでなく、非行との関係も指摘されるようになりました。虐待については、社会内の虐待と家庭内の虐待というふうに分けるのが一般的で、社会内の方が、いじめとか、あるいは児童ポルノとか、そういった類のものです。まあ、身売りとか昔なら言うんでしょうけど。それから、家庭内の方が、身体的・心理的・性的虐待とネグレクトに分けました。最初の3つは、親が直接に加えるものです。ネグレクトは、やらなくてはいけないことをやらない虐待、ということで分けられる。今の一番新しいデータでは、平成13年の児童相談所の通報件数は2万件を超えてしまっていて、統計をとり始めた時から比べると、もう十数倍になっています。けれど、日本ではまだまだ、ネグレクトのカウントは、アメリカに比べればはるかに低く、身体的虐待の通報が多い。そういう意味では、われわれの中にも児童虐待のイメージとしては、身体的虐待と性的虐待というのが、虐待のイメージとしては強いと思います。ネグレクトがやっと定着してきましたので、ネグレクトをカウントすると、これからも通報件数が増えるんじゃないのかな、という予想を個人的にはしています。一番新聞を賑わすのは、乳幼児の時期の虐待で、子どもが死んだというものが、大体60例とか80例とか、殺人として挙げたりするので目を引きます。非行との関係からいけば、学童期以降の慢性化した危機状態であるとか、あるいは、虐待を受けてしまった後のトラウマが主役になる時期に、非行とは関係すると思います。ただ、身体的虐待とか性的虐待とかネグレクトで、どの虐待が多いとどういう症状が出やすい、どういう問題行動が出やすい、というふうにわれわれ考えがちです。私も考えがちだったんですが、かなり膨大なデータを集めて詳しく分析しても、これとって特徴は出ないんですね。結局は重症度が問題なのだと考えています。例えば、盗みをするのが身体的虐待が多いんだ、ネグレクトが多いんだとか、あるいは暴力的な問題行動を起こすのは身体的虐待が多いんだとかというようなことは、どうも言えないと思います。それで、トラウマを経て、心理的問題あるいは行動面の問題などが出現します。事例を挙げますと、ネグレクトの事例では「ちゃんと養育を受けていなく放つたら

かしてされて、子どもは盗みをする。親がご飯を作ってくれないので、コンビニに行って握り飯を盗んで……というのが初めてのやった悪い事です」と、少年に言われると、「何と古典的な」と思ったりするんです。施設に入って、ちゃんと衣食住安定して、その後、施設を出る。それで、出た後に強姦を繰り返した少年がいたんです。その子は捕まった時に何て言ったかという、「お母さんに対する怒りと憎しみ、ちゃんと面倒みてくれなかった」ことを言って、それで強姦を繰り返しました。その時に「すごいな」と思ったのは、彼女がいるんだけど、彼女とは性的関係をもたないんです。理想化してるんです。そのかわり、ちゃらちゃらした、女の人だけを狙って、明らかに価値の値引きと理想化の間を揺れ動く。それは、母親に対する怒りの面が見事に読み取れる。だからと言って、強姦をする人はネグレクトが多いとか、ネグレクトだったら強姦を、というふうには考えないで欲しいですね。いろんな例がありますよ、ということです。

最後に薬物乱用です。これ自体も、覚せい剤取締法違反であるとか、毒物及び劇物取締法違反とか、犯罪だったり違法だったりするんですが、これについてはむしろ、日本はですね、「人間やめますか？覚醒剤やめますか？」みたいにキャンペーンを展開していて、体に悪いということをしきりに言うんですね。ところが、青少年の場合には、体よりも心というか、心理的な面、あるいは行動面での影響が非常に大きいだろうと思うんですね。児童自立支援施設に入ってる子どもを対象に6年間、薬物の調査をやってきた印象なんです。シンナーとアルコールを比べた時に共通して、しかも一番高い頻度で出た症状って何かというと、ブラックアウトなんです。お酒の飲み方も、缶ビール2缶とか3缶とか、ゆっくり飲むんじゃなくて一気に飲む。「今を忘りたい」という現実逃避なんですね。それはシンナーも同じで、ラリっちゃって幻覚が……というのが一番多いかと思ったらそうじゃなくて、お酒もシンナーも、「今を忘りたい」というのが多かったのがとても印象的でした。最後に、「凶悪事件の背後にある薬物」の症例について話します。非常にショッキングなもので、「たまたま通りかかった人がニヤッと笑ったから」と言って殺したっていう子どもに出会ったんです。実は事件の直前まで、たっぷりシンナーを

吸っていて、イライラしていたと言うんです。ところが、裁判になっても、シンナーを吸ってということ、弁護士がどうも方針として出さない、と言うんです。「何でかね？」ってたずねたら、どうもよくよく考えたら、「シンナーを吸ってるというのを出すと具合が悪いんだよなあ」と言ってみると、本人も何か分からないけど、シンナーのことは言わない方がいいと思っているらしい。心の闇云々って言うんだけど、背後に薬物の問題が実際には結構あると思うんです。そういう話を、教育畑の人に言ったら、「何か、心の闇というと、教育の仕方が悪かったって言うんで、すごく悩んだけど、でもそういう例もあるかもしれないと思うと、逆に、少しほっとさせられるところもあったりするんですけどね」って言うんですよ。凶悪な事件でなくとも、何か行為の背後に薬物があるかもしれないと考えてみる必要はあるんじゃないのかと思います。日頃、いろんな子どもと接していて、皆さんにお話したいと思うのをかいつまんで、今日は報告しました。以上です。

藤田：阿部先生、どうもありがとうございました。それでは続きまして、伊藤先生、よろしくお願ひ致します。

伊藤：私の話に入る前に、今の最後の阿部先生のお話の中で、シンナーをやったということ、弁護士が裁判で出せなかったという話がありましたが、私だったら出したと思いますね。やはり、シンナーを気にしているということは、それだけ、その子の背景に問題があるということを非常に端的に表すものですから。シンナーというのは、もちろん、それはそれで別の犯罪を構成するわけなんですけど、「別の犯罪をやっている、イコール罪が重くなる」と、こういうふうに短絡的に捉えているという弁護士がまだまだ多いのかな、という感じが致しました。

私の話ですけれども、レジュメはございませんで、最高裁が出しました、平成14年5月の、「改正少年法の運用の概況」という資料を手元に配布していただいております。これを対照しながらですと時間がなくなりますので、それを皆さん、お手元でペラペラと捲りながら、耳の方だけ、私にお貸しいただければと思います。

先ほど確井先生のお話にもあったとおり、私も、これは社会的な集団ヒステリーだと思ったんですけ



れども、われわれ日弁連の反対というものは、まったく耳を貸されずに、一気に重罰化の大合唱の中で、平成13年4月1日から施行されたわけですね。まあ、何が変わったのか、大きく変わったところをかいつま

んで申し上げますと、今まで刑事処分を科することができなかった14,5歳の少年にも、刑事処分を科することができるようになった。簡単に言えば、14歳でも刑務所に入れることができる、ということになったわけですね。それから、16歳以上の死亡事件を、原則逆送することになりました。私の話の中で、「逆送」という言葉と、そういう刑事処分が可能という言葉と、出てくると思いますが、まったく同じ意味だと思って下さい。逆送というのは、家庭裁判所に1回少年を送ったんだけど、家裁の方が、「いや、これはもう大人の刑事裁判と一緒に、刑事裁判を受けさせてくれ」という手続きを逆送と言います。もう一遍、検察官に送り直すから、逆送と言うんですね。検察官が一回家裁に送って、それをまた、検察官に返す。逆送された少年は、原則、刑事裁判を受けて刑務所に行くと、こういうふうにご覧いただいております。つまり、16歳以上の死亡事件は、原則、刑務所に入れると、こういう話になるわけですね。死亡事件というのは、ちょっと分かりにくいですが、まあ、故意に被害者を死なせた事件、殺人とか強盗殺人とか強姦殺人とかいうものだけでなく、いわゆる致死事件ですね。傷害致死とか監禁致死とか、そういう何か犯罪があったら、結果的に被害者が死んでしまった、という場合も含めて、原則、刑務所に入れろ、という話になったわけですね。それから、少年審判のやり方として、一定の重大事件には検察官を立ち合わせることができることになりました。これらいずれも、要は、少年の犯罪に対する処分を、今までの少年法、あるいは少年審判の枠内でやるんじゃなくて、大人と同じに扱って、刑務所に入れてしまおう、というのが大きな改正点だったわけです。それから、もう一つ特筆すべきことは、被害者の意見聴取とか記録謄写、これを一定の要件で可能にした、ということなんですけど、その結果、

どういふふうに変務所が変わったのかというのが、皆様の手元に配布した「改正少年法の運用の概況」というものなのですが、では、その1年間で、14,5歳を刑事処分に回した例はどれくらいあるかというと、実は1件もないんですね。私はまあ、そこはなかなか裁判所も健全だったな、というふうに思うんですが、世間があるいは国会が、「14,5歳も刑務所にぶち込んでしまえ」と言っても、裁判所は、そう簡単には考えない。それから、ただ大きく変わった点があります。それは、先ほど紹介した死亡事件ですね。死亡事件の逆送率は、ものすごい上がりました。これは、残念ながらこの最高裁の資料にはないんですが、最高裁は別のところで、過去10年間の平均値とこの1年間で、逆送率がどれだけ上がったか、ということ調べているんですが……。殺人罪は、過去10年間、24.8%の逆送率だったのが、50%に上がりました。傷害致死は非常に上がって、過去10年間で9.1%の逆送率だったのが、68.2%ということで、ものすごい上がったんですね。それから、強盗致死事件は、過去10年間で41.5%だったのが、88.9%。倍という結果ですね。それでもなお、「原則」という言葉がつかますように、裁判所の判断によって、逆送を避けることもできて、これは100%でないというのは、まだまだ、私は、裁判所も健全だな、というふうに思っているんですが。それから、検察官の立会についてはですね、1年間で27件だったんですが、ただ、これは日弁連の方でいろいろアンケートをとりましてですね、この検察官立会を経験した弁護士サイドから意見を聞いたところ、検察官が実際に少年審判の場に立ち会って、少年をぎりぎり痛めつけるというようなシーンはあまり見られなくて、いわゆる後見的な、その審判が適正に行なわれることを見守っている程度という関与が多かった、という報告がされています。このあたりは、検察官も健全かな、と私は思っているんですが。被害者の意見聴取とか、記録謄写については、かなりの件数、5,600件があったりして、これは一定の成果をあげたのではないかと。被害者保護という意味では、これは良かったというふうに思っております。

それで、残された時間ですね、私はこの改正少年法、申し上げましたように、とにかく、少年をできるだけ刑務所に送ってしまうという改正でした

が、その少年を刑務所に送る、われわれの言葉で言う「逆送」ですね、その逆送というものが、果たして、少年法の理念とする「少年の健全な育成」ということと、マッチするかどうか、ということ、具体的にお話していきたいと思うんです。そもそも、これだけ重罰化したというのは、いわゆる一般予防と特別予防という考え方からすれば、当然ながら一般予防、一言で言えば、「見せしめ」なわけですね。少年たちに、「お前ら、こんなことをやったら刑務所に行くぞ」という脅しをかけて、少年犯罪を減らそうという考え方なんです。そういう見せしめをやったときに、見せしめの材料とされた少年、これが、更生するためには決してプラスにならないことは明らかなわけですね。本来、少年法において少年を裁くときには、事件の重さと処分の重さというのは関係がない、というのが理想論だったはずなんです……。例えば、たった1回の万引で捕まった子でも、その背景に、大変大きな問題があるとすれば、その子の身柄を少年院に引きあげて教育をしてあげる、というようなこともありうるし、仮に、殺人事件を起こしたとしても、その子に罪を被せるというよりは、むしろ別のところに問題があるという場合には、場合によったら不処分もありうる。結果的には、殺人をやって、少年院に行きましたけれども、不処分にするかどうかで、最後まで裁判官に悩んでいたという事件もありました。それは、四谷一中で担任の教師を自分の生徒が刺し殺したということで、もう15年ぐらい前の事件ですが、当時は大分騒がれていました。その事件で裁判官は、これは度重なるいじめと、それから、それに対して無力であった教師たち、その中で、度々の絶望状況の中で、あるいは親からも虐待されていた事件であって、彼は元々住んでいた台湾に帰れば、台湾にこんなひどいじめはないから、別に不処分でもいいのではないかと、というようなことを悩んでくださったこともあった。それは、少年法の理念の話なんですけれども、今回の改正によって、例えば、死亡事件は原則逆送になって、なんてことになると、裁判官もある程度、やはり法律にしばられますから、「この子は、果たして刑務所に入れる、ということでもいいんだろうか」と思っても、入れざるを得ない、というようなことが出てきて、「事件が重ければ処分が重い」というと、世間的には理解しやす

いかかもしれませんが、現実に子どもたちと接している私たちからすると、疑問をもつケースが多いですね。特に、私自身が今まで経験しました逆送事件、それぞれ重い事件ではありましたが、果たして、少年に重い罪をさせて、それで済む問題だったんだろうか、本当にその子だけが責められて、終わって良かったんだろうかと、そういうような事件ばかりです。

私が経験したもので、例えば、ある放火殺人事件、この事件ではですね、母親が彼をずっと虐待していたんですが、彼自身はお母さんのことが大好きですね、お母さんに気に入られようと、もう一生懸命だったんですよ。私はびっくりしたんですが、彼はピアノがプロ級の腕前なんです。何故かという、お母さんに褒められたいという、それだけなんです。彼の中3の時の担任の先生が、家裁のアンケートに対して答えた言葉で、私には非常に印象的な言葉があるんですが、彼はどんなにお母さんに愛されたいと思っても、お母さんはそれに応えてくれない。それを見て、担任の先生は、この子は心にストレスと寂しさがいっぱいの子であったという表現を、書いてこられたんですね。私は、非行少年というのは、みんな心にストレスと寂しさがいっぱいまっていて、やむにやまれず、というところがあるんじゃないかな、と思います。あるいは、綾瀬の女子高生コンクリート殺人事件、これは私は準主犯の子を担当したんですけども、その子、ものすごくナイーブで、繊細で、優しい子だって表現したら、誰もが、「頭おかしいんじゃないか」って言われるんですが、彼がどんなに優しい男の子であったのかというのは、それまでのいろんな生い立ちを聞けばですね、皆さん、誰でも分かっていたかと思う。ただ、残念ながらお母さんがですね、がらっぱちとか、本当に繊細さのかけらもないような、そういうところがありまして、彼もやっぱりお母さんに気に入られたいということで、一生懸命いろんなことをしたんですけども、まあ、どんなエピソードかというのは、時間の許される範囲で申しますと、例えば、彼はですね、親父は愛人を作って家になかったものですから、お母さんと暮らしているわけですから、お母さんは水商売。大体、昼の3時ぐらいに出て行く。ある時に、小学校が早く終わってですね、「今なら、急いで帰ればお母さんに会えるかも

しれない」ということで一目散に学校から家に帰って、「ただいま、お母さん」って玄関から飛び込んでいったら、「靴の脱ぎ方が悪い」ということで、そこで彼を散々叱って、「あんたなんか、知らないから」と捨て台詞を吐いて、仕事に出てしまった。そういう、何て言うんですかね、彼自身のお母さんに対する愛情というのを、お母さんが汲み取ってあげられない。彼は本当に従順なんです。何でもお母さんの言うことを聞いて。高校も、彼は本当は都立の工業高校に行きたかったんだけど、お母さんが、「普通科を出ないとだめだ」と言うんで、しかもお母さんは、彼に相談なく、ある私立高校の推薦入学を決めてきたんですね。その時の条件が、ブラスバンド部に入ることだった。彼はスポーツマンですね、スポーツをやりたいかったんだけど、お母さんが決めちゃったから、お母さんに従った。ところが、その学校は、今でも高校野球とサッカーとで有名な高校だったんですが、そこで彼はですね、お母さんとの約束というか、学校との約束ですから、ブラスバンド部に入るわけですね。でも、あまりに体格が良いから、スカウトされるわけです。それで、野球部と柔道部からスカウトされて、彼は両方とも断ったら、「断るとは生意気だ」ということで、彼はリンチにあうんですね。被害者なんです、彼は。ところがその学校は、そのことが明みに出たら、高野連から甲子園出場が停止されますよね、だから、彼に退学を勧めた。それでも彼は頑張ってますね、お母さんに内緒で、都立の工業高校を翌年受けて、受かるんですよ。それで彼は、受かってからお母さんに、「実は受けてたんです」という話をした。それだったら、お母さん、励まして行かしてあげればいいじゃないですか。だけれども、お母さんはそのことが気に入らない。ことある毎に、うだうだうだうだと文句を言って……。彼は、工業高校で彼女ができたんですね、彼女ができたということに嫉妬して、一緒に学校に登校しようとするのを阻んで、とうとう、彼の首を絞めて……と、そんなことの繰り返し。彼はもういたたまれなくなってですね、家の壁を蹴ってたら、お母さん、いきなり警官を呼んでですね、「この子はうちの家を壊す子だから、連れていってくれ」と言ったんですね。それで彼はブツンして、出て行って、逃げ込んだ先が、コンクリート事件の舞台になるわけなんです。そういうふうなことを見て

て、本当にその子だけが野獣だとか、そういうふう  
に責めて、それで良いんだろうか、ということを非  
常に強く感じています。

あるいは、渋谷のセンター街のチーマー殺人事件  
ですね。その主犯格の少年を、私が担当したんです  
が、彼なんかですね、小学校からやっぱり、盗癖、  
盗み癖があったんですよ。先ほど、確井先生のお話  
にあったとおりで、彼はやっぱり、それは寂しいか  
らやってたんだと思うんですよ。わざと見つかる  
ようなやり方をして。この子、母子家庭なんです  
が、お母さんは彼のこと、すごく愛してるんですよ。  
私なんか話していると、「このお母さん、彼のこと好き  
なんだな」というのが分かるんですけども、1つに  
は東北出身で口下手だというのがありますが、と  
にかく、愛情表現がものすごい下手なお母さんで、  
家でお店をやってるんですけども、彼が小学生の  
時に、「お母さん」ってまとわりついたら、「邪魔だ  
から、あっち行ってなさい」みたいなことを、それ  
もまあ、かなり怒鳴り口調で言うんですよ。お母  
さんは、でも本当にかわいい子だと言っているん  
ですが、そういう子、お母さんの愛情表現が下手っ  
ぽいところが災いして、彼は、何かこう、お母さん  
に受け入れられていない、というふうにしてしま  
って、それがどんどんどんどん悪い方向に行っ  
て、彼はかなり粗暴性が出てきてって連続の中  
で、最後は、彼は、お母さんの親戚に預けられて、  
非常に平穩に暮らしていたんですけども、警察で  
ですね、別件で事情を聞きにくるという、彼を捕  
まえに来たんじゃないんですけど、彼は、「捕ま  
えられるんだ」と勘違いをして、そこからパーン  
と飛び出して、東京に戻ってきたはいけれど、ま  
さか家に帰れないから、というんで、センター街  
でプラブラしてて、まあ、自暴自棄になって殺  
人事件を起こしてしまったと、そんな形だった  
んです。

最近、まあもちろん、放任家庭というのも多  
いと言えは多いですけども、過干渉、故に子  
どもが歪んでしまうというパターンがす  
ごく多いと思います。特に、親が期待を  
かけ過ぎて、子どもがつぶれてしま  
うというパターンが多いと思うんです  
が、子どもがですね、現実の自分と  
親の期待というもののギャップ、つ  
まり、お父さんやお母さんの期待に  
応えることができないと思ったとき  
に、およそ3つのパターンに分か  
れると、私は思っているんですよ。

1つは、自暴自棄型。「俺は、おふくろが  
思うような息子にはなれねえんだよ」  
っていう、そういうパターンですね。  
このパターンは、非行にはしったり、  
家出をしたり、家庭内暴力をしたり、  
というのになっていくと思うんです  
けれど。2つめは、自罰型。「お母  
さんの期待に応えられない。僕が、  
僕がだめなんだ。」という、こうい  
うパターンは、引きこもりや不登校、  
あるいは自殺。3つめは、演技型。  
ふりをするんですね。お父さんやお  
母さんの前では、良い子のふりをす  
る。お父さんお母さんは、現実の彼  
をきちっと見ていないから、それに  
騙され続けるわけです。例えば、先  
ほど話にも出ましたが、佐賀のバス  
ジャック事件の少年なんかは、あの  
お父さんお母さんはものすごい教育  
熱心なんです、彼が、小学校から  
ずっといじめられていることに気づ  
かないんですね。彼は、家の中では、  
いじめられていないふりをするん  
です。岡山の少年もそうです。岡山  
の事件は、お父さんが記者会見で、  
「母親の過度の期待は、彼にプレッ  
シャーだったと思う」ということを  
言っているんですが、彼は、母親の  
期待に応えられてないんだ、と。実  
はいじめられてきたけど、お母さん  
には、「いじめられていない」と言  
うしかない。でも、そういうふりを  
する、演技をする子っていうのは、  
最後にはつじつまが合わなくなる  
から、一番最後までストレスをず  
っと溜め続けて、最後に大爆発を  
起こすという…まあ、何て言うん  
ですかね、かなり手を焼くパター  
ンということになると思うんです  
ね。

最後に、佐賀のバスジャック事件も、  
岡山の事件も、私は、裁判官の審判、  
決定の要旨を読んで、非常に感銘を  
受けましたし、2人とも少年院送致  
で終わってですね、私は、それで良  
かったと思ってるんですが、新しい  
少年法によれば、2人とも、原則刑  
務所行きということになるんです  
けども……。以上で、私のお話は  
終わりです。

藤田：伊藤先生、どうもありがとうございました。  
それでは、引き続きまして、富田先生、  
よろしくお願ひ致します。

富田：ご紹介していただきました富田でござ  
います。今まで、お三方のお話は、少  
年犯罪というものをどう理解してい  
くか、少年をどう理解するか、とい  
うことが話の中心だったわけです  
けれども、私の方は、その少年犯罪  
の被害者の問題を考えてきました



いということ、今までの話とは、視点が違うと思います。私は、被害者学という学問を研究しているわけですが、被害者学という言葉が、まだ耳に馴染んでいないかと思ってしまうので、若干説明させていただきます。

お手元に資料があるかと思ってしまうので、それを元に大体お話をしていきます。被害者学というのは、いろいろな定義があるんですが、元々は、どういう人が被害者になりやすいかとか、被害者の被害を受ける人はどういう人か、被害者の特性を研究するところから始まったんですけれども、一時期には被害を通報する人とならない人とどう違うかとか、被害に対する対応の問題が中心的な課題になり、そして最近では、被害者支援が中心的な課題になっています。まあ、第二次大戦以降、認知され始めた学問です。一般的には、2のところに書いてありますように、「犯罪被害の原因や実態を明らかにすると同時に、それに対する対策」というものを研究する学問ということ。そこで、まず、少年犯罪被害者を考える時に、言葉の問題なんですが、「少年の犯罪被害者」、つまり犯罪被害を受けた少年ということと、それから、「少年犯罪の被害者」ということで、これから2つに分けて、今からお話したいと思います。

まず、「少年の犯罪被害者」なんですけれども、この数がどれぐらいあるのか、ということ、3の(1)のところに書いてありますけれども、認知件数からいきますと、認知件数というのは、まあ言うまでもないことなんですが、警察などによって、その犯罪が発生したということが知られた件数ということ。したがって、現実に発生した数とは違うわけです。では、実際に発生した数はどれだけあるのか、そういうことに関する統計はあるのかということ、公式統計では、無いわけです。これはまた後でお話しますが、それを知るためには、被害調査、別の調査をしなければならぬわけです。そういう調査がないと、犯罪も、あるいは犯罪被害の実態も明らかになってこないわけです。とりあえず、認知件数を基にしますと、少年の殺人被害者というのは

154件、まあこれは被害数なんですけど、その他はそこに書いてあるような数になっているわけです。それから一方、これはあまり被害者として考えられていないんですが、いわゆる、「福祉犯被害者」という考え方があります。例えば、風営適正化法ですね。あるいは、児童買春・児童ポルノ法なんかで、児童買春の相手方となった形で被害を受けた少年なんかは、ちょっとあまり馴染みのない言葉なんですけど、加害者的な犯罪少年的要素もあるんですが、統計上は、ちょっと馴染みのない言葉なんですけど、福祉犯の被害者という言い方を致します。そういう数は、8,153人。これも認知件数なんですけど、そういう数になっていると、いうことになります。そこで、こういう少年の犯罪被害者の特徴はどういうところにあるかと言うとですね、1つには、少年が少年によって被害を受けた時には、被害の通報性が低い、ということが一般的に言われています。これは、実はわが国では、きちっとした統計がありません。ちょっと話が横に逸れますが、これを知るためにどうしたらいいのかということ、調査、いわゆるアンケート調査的なものをやる必要があるわけですね。例えば、ここで皆さんを相手に調査をすれば、ここにアンケート票を配って、「あなたは過去1,2年間に泥棒に入られましたか?」とか、あるいは、「人から暴力をふるわれましたか?」とか、あるいは、「何らかの被害に遭いましたか?」とかいうことを聞いてですね、そして、「その被害を警察官などに通報しましたか?」ということを探ると、その実際に受けた被害の件数とのずれが分かるというわけです。また、特徴というものも分かってくるわけなんですけど、日本では、あまりこういう調査が行われていないものから、実はこの辺の実態はよく分からないんです。ちなみに合衆国では、詳細なデータがあるということは、注のところに示しておきました。したがって、あまりきちんとした根拠に基づいているわけではない、ということもあるんですが、まあ、通報性が低い。これは、どういう理由かということ、その後に書いてあることと多少関係ありますが、被害者と加害者との間に面識関係があったりします。したがって、通報しづらい、あるいは、通報したらまたさらに被害を受けるというようなことがあって、通報性が低いと言われております。

次に、「少年犯罪の被害者」ということなんですけれども、まず、少年による刑法犯の検挙人員と書いてありますが、検挙・補導人員なんですけれども、殺人は99人です。それから、強盗が1,670人、強姦が255人とか、強盗とか。それで一番多いのは、ここには書いていないんですが、一番多いのは窃盗です。窃盗は95,000人ぐらいです。ですから、もう断トツです。そこで、先ほどもちょっと話に出ましたが、少年犯罪が増えてるのか減ってるのかというのは、ちょっと今日は社会学的な視点から説明される方がいません。これは、やっぱり難しいんですよね。数が増えてるのか減ってるのかというのは。その理由は、いくつもの統計の取り方があって、例えば、実数が多いか少ないのかという問題もありますし、少年比と言いまして、全部で犯された犯罪のうち、少年の割合はどのぐらいなのかという問題もありますし、それから、少年人口比という言い方がありまして、要するに、少年のうち、非行をした者はどれだけいるか、という率がありますし、それから、外国と比較して多いのか少ないのかというレベルの比較の仕方もあります。実は、増えてるのか減ってるのかというのは、細かく見て、示さなければならぬんですが、今日はそんな時間はありませんので、これは省きます。ここで、こういう少年による犯罪の場合にですね、被害者の受ける被害にどんな特徴があるのかということなんです、これも、数が一番多いのは、先ほども言いましたように窃盗ですから、窃盗の被害者像はどうなのかという、窃盗の被害者について言えば、少年の窃盗というのは、基本的には先にも出たかと思いますが、要するに自転車泥棒ですから、他人の放置していた自転車に乗ったという泥棒であるというだけで、あまり、こう取り立てた特徴というのが出てくるわけではないんです。これからの特徴ということで説明しようとするのは、少年による強盗だとか、強盗殺人であるとか、殺人であるとか、というような生命・身体犯、重大な生命・身体犯を犯したような場合ですね。そして、被害者が死亡して、その遺族がいるような、そういうような場合の特徴です。だから、かなり限定されているということです。ここで書いてあることは、後藤弘子さんという人が別のところで報告をしていることで、この方が対象としたのは、「少年事件被害当事者の会」という方々が中心です。この会と

いうのは、要するに、少年事件で自分のお子さんを亡くした親御さんたちの、一種の自助グループ、あるいは、適正な処遇を求めるといような活動もしているグループの方に対するインタビューを基にしているわけなんです。特徴として出てくるのはですね、そうですね、被害者本人も少年である場合が多い。被害者死亡の場合にはですね、親が「加害者」として手続に関わり、「被害者は大人・加害者は少年」という図式になる、ということがあります。

それからですね、2つめにはですね、これは割と大きな要素なんです、被害者と加害者が知り合いであることが多い、住所等が近接しているということが多くです。したがって、子どもが死んでいる場合、被害者の親は、加害少年によく出会うチャンスが多いということです。それで何を感じるかという、自分の子は亡くなってしまったんだけど、加害少年の方はどんどん成長している。大人になり、結婚をし、子どもをもうけていく、それを見るわけですが、それが非常に辛いということがあります。それから、少年が死亡していない場合であってもですね、加害少年と会う機会があれば、また被害に遭うのではないかという、不安感が生じるわけです。それからですね、3番目には、これは少年事件には共犯が多いです。多くの重大事件は、共犯によりましてね。そうすると、民事上でも、被害者側は多くの加害者を相手にしなければならぬ。そうすると、手間も大変かかるし、費用もかかる、という問題も出てきます。それから4番目、少年審判の話は、先ほどから出ていますけれども、少年審判の場合は、割と早く結果が出る。何ヶ月かです。そうすると、特に、これは遺族の方の場合に多いんですが、要するに、精神的な打撃を受けて、事実として受けとめて、そして言語化して、回復していくというのには、結構、プロセスは長いし、時間がかかるわけです。そういうことができないうちに、少年院送致という結果や仮退院という結果がでてきます。それについていけない、ということがあります。それからもう1つは、これも伊藤先生に触れたことなんです、重罰化すればいい、と。特に、被害者の遺族の方はそう思うわけで、「こんなことをして保護観察か」とか、「こんなことで少年院送致で済んでしまう」ということに、非常に不満をもつわけです。それから少年事件の被害者だけに限らなく

るわけですが、被害者は、その他にさまざまな問題に直面するわけです。もちろん、これは大人の被害者であっても子どもの被害者であっても共通していることなのですが、犯罪被害を受けることによって、被害者本人や遺族や家族というのは、精神的な問題にも直面するし、日常生活上の問題にも直面しますし、それから、少年の審判であるとか、あるいは、少年が逆送された後の裁判であるとか、あるいは、警察の事情聴取を受けるとか、いろいろなことに直面します。その中で、今度は犯人側に対して損害賠償を求めたい。しかし、犯人側に弁済能力がないというか、こういうことがあると、そういう経済的な問題も出てくるということなんです。基本的には、これが被害者の直面するさまざまな問題なんです。まあ冷たい、突き放した言い方をすれば、そういう困難な問題に立ち向かって解決していかなくてはならないのは誰かという、それは本人しかいないわけです、基本的には。いろいろな問題に直面しても、最終的に解決するのは自分しかいないわけです。しかし、さまざまな問題に直面し、精神的な問題を抱えていったときに、それを全部、本人の努力だけに期待するというか、委ねるというのは、あまりにも酷なことです。本人の主体性に重きを置きながら、第三者が支援していくということが必要になってくるわけです。

では、支援の種類には、5の(1)のところに書いてありますように、経済的な支援があります。それから、カウンセリングだとか法律相談だとか、危機介入と呼ばれているような生活支援などもあります。それから、少年司法・刑事司法に関わってくるときに、被害者の法的地位をどうするか。これは先ほどにも出しましたが、意見陳述だとか、あるいは資料なんかの閲覧というようなことも出てくることであります。今、どんなことができていくかと言いますと、経済的支援についてはあまり馴染みがないかもしれませんが、「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」というものがありまして、昨日だか一昨日だか、新聞などにこれを騙し取ろうとした詐欺事件が発覚した、なんていう奇妙なニュースが載ってましたけれども。それはさておき、要するに、犯罪被害者の遺族に対する給付金、つまり遺族給付金とか、あるいは重症病給付金といって、治療費の自己負担分に対する補助であるとか、あるいは、障害

給付金といまして、後遺障害が残ったときに、それに対して国が支払うという制度があります。それから、最近では、この法律に基づいて、「犯罪被害者等早期援助団体」という制度ができて、これは犯罪被害直後に、被害者の同意を得て、警察が被害者の方の名前だとか住所だとかを、民間の被害者援助団体に知らせる制度です。そうすると、民間の援助団体の人がですね、「行って何かお手伝いすることはありますか？」という制度が、去年の4月から発足したんです。ただ、まだなかなか定着してませんで、現在、東京には、「社団法人被害者支援都民センター」というのがありまして、そこがこれに指定されております。2つめが、実は私が関わっているんですけど、「いばらき被害者支援センター」、社団法人ですが、ここが2番目の指定団体になっているんですけど、そういうことが行なわれています。それから3番目には、少年審判であれば、先ほども説明があったような、少年法の改正によってできた閲覧・謄写だとか、意見の聴取とか、通知、そういうものがあります。こういうことで、整備はされて、被害者の直面する問題、それは少年事件であっても成人の事件であっても、直面する問題は分かってきたし、制度も整備されてきましたけれども、まだまだ課題はあります。時間がきたようですので、項目だけ言っておきますと、1つは、これはすでに触れましたけど、被害の状況を明らかにするような被害調査、victimization survey と言いますが、そういうのが必要だろうということです。それから、これは後で大山先生の方からお話していただけたと思いますけれども、精神的ケアをどうするか、ということがあります。それから、早期援助団体が2つしかない、という話をしましたけれども、やっぱりこれは、もっといろんな所に設立してもらいたい、ということです。それから4番目は、これは、伊藤先生も触れられたことだと思うんですが、やはり、少年審判や保護処分というものの理解が十分ではない。十分に罰せられないということで、不満感をもつわけですね。ですから、これはやっぱりきちっと理解してもらうことが必要です。特に法律家の先生方の努力が必要です。それから、少年事件の被害者、特に遺族の方がおっしゃるのが、やはり、「何がそこで起きたのか」という真実が見えてこない、という問題があります。そこで、多

くの遺族の方が民事訴訟を提議してですね、そして、真相を知る訴訟を起こすということをなさるわけなんです、それにも費用がかかるし、なかなか協力を得られる弁護士もおられない、ということで苦勞をなさるわけですね。その辺も、必要なのかなと思います。何か早口で失礼いたしましたけれども、以上です。

藤田：富田先生、ありがとうございます。これで、4名の先生の話提供が終了いたしました。ほぼ時間通りで、ありがたく思っております。それでは、3時16分まで10分間休憩したいと思います。その後、ディスカッションに移りたいと思っております。よろしく願いいたします。

### —— 休 憩 ——

藤田：それでは時間になりました。皆様、お揃いになられたと思います。これから、後半を始めたいと思います。後半は、まず2名の指定討論の先生にお願いいたしまして、最後に、全体のディスカッションというかたちに移りたいと思います。最初は、岩手県立大学の細江先生でございます。細江先生、どうぞよろしく願いいたします。

細江：ありがとうございます。指定討論という役割は、どうもいつも落ち着かない役割ですので、うまくいくかどうか分かりません。本日、4名の先生方のお話は、私の立場から言いますと、大変理にかなったものであったと考えております。なかなか、犯罪の研究というものは難しいもので、私は以前、少年院とか刑務所とか、そういうところで勉強させていただいてきました。大学の研究者がそういうところに入るのは難しいんですけど、関係者のご協力で勉強させていただきました。しかしながら、矯正施設の中での研究というのがだんだん難しくなってきました。同時に、私たちの関心は、犯罪の発生場面ということに移行し、警察とか地域防犯というものへの関心に移り、それから、先ほど富田先生の方からお話がありました、被害者支援ということにも係り、先生のお話を関心を持って伺いました。と言いますのも、私の立場は、広い意味で社会心理学という立場であります。社会心理学というと、誤解される面もあるんですけど、社会的な背景とか、社会的な情勢ってことをマクロに評論的に話すというようにとらえられる方もいますが、相当違っ



ております。社会心理学的な視点というものは行為者、犯罪者の心的な過程というものと、その行為が実際に生起している社会的な場面、状況というものを、なるべく関わらせながら研究していくという立場をとっております。

ます。先ほど、“Bio-psycho-social Model”, BPS というお話がありましたけど、生物学、心理学、社会学の統合したアプローチという話がありましたけど、これは私どもの立場と方向は同じであります。そんな意味でそういった方々と、できれば一緒にやっていたらと思うのです。そういう意味でも、今日のようなシンポジウムというのは、犯罪を考える上でとても必要な試みだろうと私は思います。それというのも、犯罪というのは、まさにそういう問題だということです。

われわれの行為者の内的な過程というのは、これはもう、絶対必要である。それは心理的であり、医学的であり、生理的な過程というものがある。しかし、生理的過程がどれだけ特異でも、それだけでは犯罪にはならないわけです。それは、別の医学的な側面の問題としてとらえることはできるかもしれませんが、それだけでは犯罪とは言えません。そういった内的過程を持った人が他者に何らかの影響を与えていく、そういう社会的な関係が必ず存在する。犯罪においては、その相手が被害者ということになるのです。その社会的な関係の中で、犯罪というのは構成されていくということ、これがない犯罪ということはありません。さらに、これは伊藤先生のご専門であります、その社会的関係と影響のあり方を、それをわれわれの社会的常識、社会規範、そういうものを背景とした法律によって規制していく、という側面が加わります。つまり、行為者（犯罪者）の内的心的過程、社会的な影響、法的規制の三者が非常に複雑に関わって、犯罪は構成されていくわけです。その法律に対して心理学者っていうのはあまり関心をもたないわけですけど、当然、法律は大変重要な問題を犯罪に果たします。これは伊藤先生に是非、犯罪・非行少年における法の規制とか法の規範とか、あるいは、心理学がどういう立場を

とって勉強していくかということ、法律のご専門の立場からご提案いただけたと思うのです。しかし、その一方で、先ほど人々が集団ヒステリーになるというお話がありましたけれど、普通の人々自身が、法律に関することとか犯罪に関して、いろいろと説明するわけです。これは、あまり科学的ではありません。私の別の分野で、「普通の人々の論理」という研究をしているんですけど、あまり良い言葉ではありません。しろうと理論、lay theoryの研究です。われわれは、科学者じゃなくても、犯罪に関して相当な理論、ここにお集まりの専門家も含めて、それぞれ独自の理論を持っています。これは科学でなくても、大変な影響を与える。しろうと理論の特徴の一つに単純化があります。つまり、非常に単純化したものに引きずられる。ある事件が起ると、それで物事を全部説明していこうとする。これは、マスコミも含めてでありますけど、そういうことの問題点というのもの、われわれは考えていかなければならない。いずれにしろ、社会的背景ということ、これを常に考えていきたい、と思います。

最近の心理学はそんなことありませんけど、心理学というのは、どちらかというと、そういう状況性ということに関しては、あまり重視しない癖がありました。よく言われる犯罪者の「心にある闇」とか、何か犯罪者の心の特殊性の中に犯罪の説明をもっていこうとする。多分、それで何かを説明したつもりにはなってるんですけど、どうも犯罪の全体像からはちょっとずれちゃっている。そういう意味で、さまざまな社会的背景を考えていかなければならない。第1に、私どもはこう考えるのです。犯罪とか非行とかいう問題は、通常の社会的な発達や変化の範囲の中でしか起きないということです。つまり、犯罪という反社会化過程は、社会化の限界の中でそれ以上を越えることはしないということなのです。それをまずお話していきたいと思います。つまり、少年犯罪というのは、青年期の発達とか、社会化の特徴を色濃く表している、ということです。それを超えたりしない。犯罪だけが先に行くということはない。さらにそれは、お話にも何度も出てきましたけれど、青年期ということ、これを考えるときに、成人期のあり方が当然、前提になるわけです。現在の成人の社会というのは、どういうふうにか考えるかということ、これは私の本来の専門ではありませんので

整理はできませんが、成人文化が大変混乱してるとか、停滞してるとか、場合によっては退廃してるとか、あるいは、逆に成人、戦前にどういう文化があったかは、また専門ではないので分かりませんが、非常に硬直的な文化があったとしたら、それに対応した青年文化というのがある。この辺は、社会学者とか、あるいは皆さん方もいろいろお考えだろうと思います。同様に、少年犯罪を考えるときに、私たちはやはり、成人犯罪というものを前提におかなければならない。成人犯罪というのは、これは伊藤先生のご専門で、現在の成人犯罪というのはどうなっているのか、これは大きな問題だろうと思うのです。成人期の特徴というのは、申すまでもありませんが、職業を持ち、生活を支え、家族や会社を支え、部下を支え、ということであります。そうした発達段階では、犯罪を生業とするプロ犯罪というのが当然ある。これは、われわれの社会での最大の問題というのはこのプロ犯罪です。これには、経済犯罪から暴力犯罪までである。最近、私の尊敬する新田健一さんという先生が、「組織とエリートの犯罪」という書を日本で初めて、こういう問題に関して出した。国際的にも Sutherland, E. H. という人が書いて以来、それほど出ていません。こういうプロ犯罪というものに、少年犯罪にどう関係するかということ、これをみていきたい、と思います。

プロ犯罪は、いわゆる暴力集団ということ、これを考えるわけですが、現代のプロ犯罪は、そうした顕在的な悪を、それほど曝け出すようなかたちで出していないだけに、問題が深刻であるということです。ともすれば少年犯罪に人々の目がいきがちであります。成人社会のあり方、実は、成人社会あるいは成人犯罪のあり方は、実は少年犯罪を補強しているという、当然のことをもう一度、われわれは見落とさないでいく必要がある。プロ犯罪というのは、通常の職業社会と同様ですね。社長もいれば部下もいる。新入社員もいる。そして予備軍も必要とします。少年犯罪を職業化させないで、青年非行の特徴とされる遊び型の犯罪に留めて、そうしたプロ犯罪に移行させないことができれば、少年犯罪は、その特質性の中で解決することができるわけです。われわれは、犯罪の深化段階を4つの段階に分けております。下の方のI, II段階はアマチュアの段階と考えております。この二段階に留めておけば、青年

期非行の問題として対応できる。昔は暴走族が、20歳になったら足を洗うとかお嫁に行くっていうことを言いました。したがって、この感覚で留めておけば、プロ犯罪者で構成するアンダーワールドというのは再生産をしない。現在は、暴力団というのはなかなか凌ぎが難しいようではありますが、そうした厳しい集団に入っていくことは大変ハングリーで、そうした非行少年は少なくなっているんじゃないか、こんなことが、現代非行では言われているようでもあります。しかし、戦後の混乱期のように、表の世界が非常に厳しいということになってきますと、あるいは、組織犯罪の親分が、映画やギャングのヒーローになっているような時代では、非行少年が安易にプロ化していく。現代の不況や就職困難な時代が、再びこうした時代のように、犯罪集団に子どもたちを移行させることになるかどうかということにははっきりしませんが、そういう危険性も持っているだろうと考えられます。同時に、問題は正業化も就職もしない、かといって犯罪社会にも入っていかない。もちろん、家庭にも戻れない。どちらにも移行できない、これを「吹き溜まり層」と言ってるんですけど、これは、青年期が長期化するということになって、簡単なアルバイトで収入ができるような現在では、現実には非行少年の中に増えていく。お話がありましたけど、風俗産業の被害者層であるとか、麻薬や何かの被害者層として、最も悲劇的な状況になっていく。さて、青年非行がプロ犯罪に移行しなければよいという側面はありますが、一方でプロ犯罪的でないことが、犯罪行為の歯止めがなくなったり見通しが無いという別な問題を生みます。プロの場合は、なるべくうまくやろうとするから、そういうひどいことはしない。少年犯罪は、生活がかかっているわけではないだけに、何でもあり、ということになります。場合によっては、大人では考えられないような残酷な犯罪をしてしまったり。同輩集団というものを、最も大切にしている発達段階でありますので、仲間の中だけでの論理を最優先して、場合によっては、大変残酷な暴力犯罪を行うことになってしまいます。

もう1つ、少年法の中で伊藤先生よりお話がありましたけど、年齢許容的な行為、タバコはある年齢になったら吸って良いとかいけないとか、こういう規制そのものが少年犯罪に複雑な様相をもってし

まうことを強調すべきと思います。

これは実際に少年犯罪に直面している先生にお聞きしたいんですけど、例えば、青年期というのは、プロとしては食ってないですけど、それで生活できるような非行少年たちが出てきているのか。例えば、自分で犯罪、これは女子も含め金を稼いじゃっているような、そういうような青年犯罪が始まったのかどうか、ということですね、このことをおたずねしたい。もう1つ、私どもは犯罪を発生する前提として行為者が持つ準備的態度を考えております。そのような準備的な態度は基本的には反法的な価値を学習するということになります。それらは4つの異なるタイプに分けております。時間がありませんので詳しくは述べません。そのひとつは、周囲がすべて犯罪者であるような集団。こういうものは非常に少なくなっているだろうと思いますが、そうした中で自然と反社会的な価値を学習していくタイプがあります。それとは違い、今までお話があったような、特に、家庭はきちとした家庭であるけれど、それにうまく対応できないことによって起きる犯罪、これはわれわれは「非適応型」というタイプとしております。もう1つは、価値観そのものが非常に混乱して、何でもあり、というようなタイプ、もう1つは、最初のお話にありましたけど、「もう、だめだ」と、突然動転してしまうというようなタイプ、これをわれわれは「硬直型」と言っています。このように、犯罪を考えると、同じにはとらえられないということで、われわれはみていかなければいけない。現代の非行においては、かつて親が特定の価値観を子どもに押しつけることによって、その反発によって起きるタイプが一番多かったと思うんですけど、現代では、そういう価値観を十分子どもに押しつけないところに起きる問題、つまり、何でもあり、何でも許してしまうタイプ「価値基準混濁型」が多くなったと言われております。これは、われわれの社会そのものも、そういうふうなかたちになってるんじゃないかと思っております。したがって、現代の犯罪の特徴もそういうことだろうと思っているわけです。

いろいろとご質問したいことはたくさんありますが、そういう意味で、確井先生にはですね、特にその、柔軟でないような心といいますかね、子どもたちが「あっ」と気がつくと、急にだめになってしま

うというところなどのことに関して、そういう心の動きなどについて、お話をしていただければと思います。阿部先生には、特にですね、BPS についてですね、先生のお考えについてお話し願えればと思います。このこととは違いますが、私は、精神医学の先生方というのは、とても素晴らしいことばをいろいろお作りになる。実は、そのことばが、非行を説明するときに、一般の人にとってあまりにもピッタリとはまってしまうことがある。「しろうと理論」への影響という点で、一方である種の危険性を持っているのではないかと。そういうことに関して、先生のお考えをお聞かせ願いたいと思います。それから、伊藤先生にはですね、先ほど、少年法の考え方というか、被害者の問題と、非行少年本人の問題は違うんだという視点と、同時にお話がありました。被害の問題ということを取り扱うようになってきますと、被害者との関係という問題が出てくる。そういうふうに分離したかたちでやっていけるかどうか。先ほど、最後のところで富田先生が、そのことをお話しいただいたのですが、少年事件における被害者問題に出てくることは、法的にはどんなふうな意味づけになっているかということについて、お話をいただければと思います。富田先生には、特に、私は、少年事件というのは被害者—加害者関係というのは非常に複雑だと思うので、特に、被害者—加害者関係についてですね、われわれが考えていかなければならないことについて、お話しいただければと思います。どうもありがとうございました。

藤田：細江先生、ありがとうございました。お答えは、またまとめて、ということになりますので、引き続きまして、大山先生から、ご討論をお願いしたいと思います。

大山：ご紹介にあずかりました大山でございます。すでに細江先生がいろいろおっしゃっているのを、私が何か申し上げることは、屋上屋を重ねることになってしまうようにも思いますけれども、折角こうやってお出でいただきましたので、何か、つらつらと思うことを申しまして、きちんとした設問というよりも、刺激語みたいな感じでお取りいただければ、何か、お話の内容確認になるんじゃないかなと思っております。先ほどご紹介にあずかりましたように、私自身、いわゆる非行とか、犯罪の矯正の現場におりましたものと、それから、ご紹介の中の



部署には入っておりませんが、先ほど富田先生がおっしゃった、被害者支援の、水戸のセンターとともにあるものとして、東京の支援センターの前身というか、今もあるわけなんです、医科歯科大学の犯罪被害

者相談室というところができまして、そこで途中で、雇われママみたいなのをやってですね、被害者の方とお会いしました。ということで、加害者にあたる人たちも含め、元々の自分の専門が心理療法ということで、いろいろなタイプの方のサイコセラピーにつきまして、生業としております。その中で、感じておりますことを申し上げたいと思います。

順不同になりますけれど、最初に、阿部先生のおっしゃってる中身っていうのは、私なんかが言うのと却って困るのかもしれませんが、まったく同感という感じで聞いておりました。同感な部分というのは、ある種の切れ味というところも然ることですけれども、いわゆる、「きちんと迷う」ということが必要であると。つまり、決めつけない、ということ、ちゃんと迷ってらっしゃる、ということをちゃんと表現するというのが、やはり大事だと言っているように、私には聞こえました。バイオロジカルに言う、というふうなことについて言いますと、むしろ、バイオロジカルに測定することがきちんとできるためには、心理的交流というのが、ある程度、相手の方とできないと、むしろできないと。例えば、血圧なんかの測定も、怖いと思いつつ測定すると上がっちゃうわけですから、むしろそういうものこそ、見てますと、割とバイオロジカルな立場の先生方というのは、比較的介入されてらっしゃる接し方がマイルドで、論文で読んでるときよりも、うんと良く、心理療法的に接してらっしゃるのを認識しております。

それと、今までの単なる私の感想なんですけれども、確井先生のものに関しましては、すでに細江先生がいろいろおっしゃっているのを、更に私がくどくどと、というようなことになると思うんですが、1つには、やはりこういったものは、一般の方に関心をもっていただくということは確かに大事な

ことで、それを啓発とかそういったものとしていろいろとお話いただいたなら、というふうに理解します。ただ、こういう言い方は厳しいかもしれないですけども、もし事例というものについてやはり言う以上、自分の仕事が、事例に直接、接する仕事でありますものですから、やはりできれば、直接自分の接した事例に関連して、お話していただくことの方が大事ではないかと思うところもございます。と申しますのは、例えば、文献研究なんかですと、孫引きをしないで原論文にあたる、というのが研究者の立場であるわけだとしますと、事例というのは、文献・マスコミではなく、自分のもっている中の印象から言うということが大事であると思います。それはもちろん、そのまま言うのが良いとしているわけではありませんで、例えば、私自身の事例に関して、先ほどまでご紹介していただいた事例の中で、自分が関係しているものがあるとかないか言うことを、許されてはいいわけですね。何故そういうことをいうかと言いますと、指定討論では不要なんですけど、レジュメのようなものを書きましたが、その最後にも書きましたが、「マスコミや社会で語られているイメージというのは、個別の事例とは異なるんだ」ということは、必ず、やはり考えておく必要があることです。それを先ほど細江先生もおっしゃった「しろうと理論」というのも、恐らくは、この辺に着目してらっしゃると思うんですけども、センセーショナルになってしまう可能性があって、いわゆる「非行少年」という一つの「もの」はないわけですし、公表されてるものはかなり丸めてるわけですね。例えば、さっき他の先生もおっしゃってましたけど、事件の背景には薬物乱用があった例とか、少年の場合、保護を目的としておりますから出ませんが、虐待の事例であったりとか、そういうことが、間々あるわけです。そういうものが、いわゆるマスコミで公表されたものからとるというのは、むしろわれわれは発信する側でありまして、出てきたものからとるということになりますと、むしろ、情報としては精度が落ちる可能性があると思うんですよね。それでいて、例えば、こういう公開シンポジウムというものが有りますように、私どもがある種、そういうものについての定義づけをしてしまう恐れをもっている立場ですから、それについては、自分たち、こうして登ってる人間の一人として

て、必要ではないかというふうに思っております。

それから、順番に先生方、1つずつ申し上げますと、伊藤先生のおっしゃってた、検送、逆送と先ほどおっしゃってた、検察官送致のこのもっている意味合いというものに関しますと、今もおっしゃられてたように、個別の事例については、触れることはできないけれども、社会の一員として考えた場合にですね、検送になっちゃうと、目の前から消えてくれる、というふうに、社会の側では思いますが、むしろわれわれは受ける側の立場でして、「じゃあ、受け取ってどうする？」ということが火元になってくるわけなんです。その時に、処遇とか予算等も含めて、整っていることは、やはり欲しいというふうには思います。極端なことを言いますと、少年事件の場合、少年院送致であれば、施設収容して、教育の機会があっても、それを例えば検察官送致になると、実刑を前提として皆さん思ってるんですけど、執行猶予になったりするということがあります。あるいは、実刑になっても刑期がむしろ、少年院にいる時間よりも短いとか、そういうことは、あまり想定されてないように思うんですね。いずれの場合も、生きている限り、必ず帰ってくるわけですから、社会の中でその後どういうふうに接するか、ということがやはり、もし私的には、社会の一員として考えた場合、必要なことであろうと。ある意味、送った先のことは、また別の専門で考える責任があるけれども、社会の一員としての責任は、帰ってきたときに、どういうふうにその後続けていくか、ということがあるんじゃないかなと思えました。それは恐らく、今回のシンポジウムのテーマとも関係があって、「少年犯罪」という言葉というのは、やはり「少年」という言葉と、「犯罪」という言葉、実は、あまり相性が良い気がなくて、非常にまがまがしい気がする、いわゆる「少年」といういたいけなイメージと、「犯罪」というのは。これはどういうふうに収めていったらいいのかな、と思ってるんじゃないかなと思って、今のを聞いていました。恐らく富田先生のおっしゃってたことや、細江先生のご質問なされたことなんかとも関係があると思うんですが、あるいは他の先生方、全部おっしゃったことと関係があると思うんですが、社会の一員として発言したい、何か行動するという責任ですね。それはその、少年犯罪をする側にも、やはり少年だけ

らといって、結果の大きいことはいくらもある。それで、被害者を含めて、そこで体験するものの、心の中での体験、それと、社会の一員としての責任、それぞれ両方について目配りをする必要があるんじゃないかと。例えば、古来の「八百屋のお七」の事件のように、個人的な願望から、大きな結果が出ることはあるわけですし、あるいは、センセーショナルに言われたらどうなるかという、例えば、私は生きていないので知りませんが、「津山三十人殺し」という、たくさんの殺戮をした事件なんか、もし現代にあったならば、恐らくマスコミでは、もっとセンセーショナルに、もっと社会の闇だ何だ、というふうに一般化して何か伝えると思う。その場合には、事例の中の検討ではなくて、そういう大きいことが少年によってなされたときに、われわれがどう受け止めるのであろうかという、社会の受け方から見ての、ある種の心理学というものは、実は、別だということは、繰り返して言いたいと思っております。

富田先生が、「私に言え」と言ってくださったんですが、時間的に多分厳しいと思うので、あまり言わないでいますが、でも折角書いてくださったから言ってくださったと思うので、レジュメで書いてある、例えば、被害者の方の心理的な支援ということで言いますと、ちょっと直したいんで申しますと、3番のところ、誤解を招くので。「心理的援助は他の援助と両立しないこともある」、これは恐らく法律的なこととも関係してきて、少年事件の場合の、加害者にあたる少年とも関係ある話だと思うんですが、「社会的な正義と心理的援助は必ずしも一致しない」、これは、てにをはが変で、その後にあるのは、「援助者が自分の正義感のままに……」という、「援助者」を入れて欲しいのと、『正義感のままに「被害者」を利用することにならないよう』にした、ということ、思っておくべきことなのかな、と思った次第です。

ちょっとテンポが早すぎたでしょうか。多分、これは頼まれていないことなんです、細江先生に対して私を感じたことは、やはり、簡単に腑に落ちちゃいけないよ、というふうにおっしゃったことはとても大事で、やはりわれわれは、曖昧さに対する耐性というのは、多分習ったと思うんだけど、何かやっぱり一般化したい、分かってたい、と

思っちゃう。それは事件の後でもびっくりするけれども、やはり本人に会って、実際そういう事件をした本人に会って聞いてみると、大分事情が、マスコミに出てるものとは違うよ、と。とても個人的な、切実なもの、ある種ぼろっちいけど、本人にとっては大事だ、というようなものが、何か関係してて、それはとても個別的なものだというふうに思うところがあります。ええ、こんなので、ちょうどこれで時間が間に合うぐらいだったんですね。何か、またありましたら、やりとりする方が、気持ちが楽なので、一人で言っていると申し訳ない気持ちがするから、よろしくをお願いします。

藤田：ありがとうございます。それでは、これからディスカッションに入りたいと思います。まずは、指定討論者の先生からいろいろご意見やご質問が出ておりますので、まず、そこをまとめて、話題提供の先生にお答えいただきたいと思います。お一人5,6分で、大変申し訳ないんですが、まとめてお願いしたいと思います。それから、フロアの皆様の方から、ご質問いただきたいと思っております。では、まず碓井先生から、事例という話が出ておりますけれど、よろしくお願ひ致します。

碓井：事例ということで、大きな事件が起こると、すぐに社会問題の、現代の、教育問題とか、そういうふうによく話が出て、社会評論家みたいな人たちがそういうことを言うのを、私は、それは反対です。「そうじゃないでしょう？」というふうには思いますが。ただ、私はスクールカウンセラー等をやってるんですが、自分の専門としては、臨床家ではありませんし、誰かある一人の人を弁護するという弁護士でもありませんし。本当の専門は、社会心理学なんです。マスコミは確かに、ストーリーを作りがるんですよね。「いじめ自殺」とか、「お受験殺人」とか。もう、先生方がおっしゃられた通りに、説明して、私たちに安心感を与えてくれるんでしょうかね。面白いストーリーを作りがる。それも、確かに違うと思います。そういうのは、話としては面白いですけども、うっかりすると、悪影響を与えるかな、と思います。しかし一方で、私、インターネットとかマスコミの人とかとお付き合いして、いろいろな方々からご意見を伺ったりして感じるのは、大きな事件って、その当事者だけのものではなく、なっているという気がするんですね。あの、新

潟で起きた女性監禁事件という、9年2ヶ月15日にわたって、女の子が閉じ込められていた事件ですが、あの時に、「少女はどうして逃げなかったんだ?」という、「あいつはおかしいんじゃないか?」とか、「協力してたんじゃないか?」とかっていう話を、一般の方からもマスコミの方からも、同じ質問を受けたんですね。それに対して、「そうじゃなくて、逃げなかったんじゃないかって逃げられなかったんだよ」というお話を、インターネット上でしましたら、ある女性の方からメールが来まして、「ありがとう」というメールだったんですね。私もかつて、性犯罪被害を受けたことがあって、その時に、「どうしてついて行ったんだ」と、責められた。「でも、どうしようもなかったんだ」って。今回の事件で、またそんなことが起こって、責められているのを見て悲しかったけれども、インターネットで、そうじゃないという話を聞いて、心休まる思いがしました、と。それで私、その話を聞いて、その時その事件を元に出版の話があって、実は、非常に悩んでました。非常に身近な事件で、大学の学生が、その女の子と友達で、捕まる直前まで一緒に遊んでいた、とかって。非常に悩んだんですけども、「でも、この事件はもはや当事者だけのものではないんだ。これで傷ついたり、扱い方によっては励まされたりする人たちがいるんだ」と思ったときに、私は、直接、少女には一度も会ったことはありませんし、犯人とも一度も、いや、裁判所で会いましたけど、直接個人的に話したことはありませんが、発言していく意味はあるかな、と感じました。

まあ、そんな活動をやってるんですが、私が直接関わった事件では、地元新潟の事件ですが、しばらく前に、16歳の少年4人が、後輩の15歳の少年を、その自分の母校である中学校の校庭と小学校の校庭で、ボコボコに殴って殺してしまった、という事件がありました。それで逆送されて、大人の裁判所に来たんですけど、私は初めて、その少年たちが、その普通の裁判所に来たのを見たんですが、16歳の少年が綱で繋がれて、大勢の人がいる所で、ぞろぞろぞろと連れて来られる。それを見て、研究者としてではなくて、一人の人間として、「こんな子どもたちを、綱で縛って、引きずってきて、私たちは一体何をやるんだろう」、という疑問をもちました。その裁判が終わった後で、今度は、被害者側

の親の記者会見というのに出まして、そこで、本当に目の当たりにしまして、父親の怒り、母親の悲しみ、というのを感じまして……。私、インターネットの発言等も通して学んだんですが、被害者保護って当たり前じゃないか、それは当たり前のこととして、加害者の問題ということ語っていたんですが、やはり、世間はそれでは通らないね、両方同時に発言していかないと通らないね、ということを感じました。事例というほどのものではありませんが、私が小学校1年生の時に、ハーモニカが上手に吹けなくて、学校の先生が、「もっと練習して下さい」とかって、お便り帳に書いてきたんですね。母がそれを見て、「うちの子は、まだ上手に吹けないけど、いつか必ず上手くなるから、長い目で見てやってくれ」って、返事を書いてくれました。期待してるんです。でも、親バカです。絶対に上手くなれっていう期待ではないですよ。でも、そういう中で、細江先生が問題提起してくださったような、柔軟性とかってできるのかな。「そのまま大丈夫だよ」っていうのと、「しっかり頑張んなさいよ」っていうのと。安心感の中で、努力をしたり、困難を乗り越えたりしていくという、そういうことが、どこかで欠けてしまったときに、我慢のできない子であったり、我慢し過ぎる子であったり、そんな人間ができてしまうのかなと、そんなふうに思いました。

藤田：それでは、阿部先生、お願いします。

阿部：あの、ちょっと聞き取れなかったんですが、BPS…どこですか？ あっ、“bio…”これは、“Bio-psycho-social Model”、先ほどフランスのことを例に挙げて、元々は誰が言ったのかはよく分からないんですが、一応、3つの面から言われりゃ当たり前だな、と思うんです。ただ、なるほど、そう考えると良いのかな、と思うのは、精神科医と心理学者の役割がはっきりしますよね。というぐらいで、あまりお答えできないんですが。

精神科医と心理の方とはあまり仲が良くないと思うんですね。これは、高慢な精神科医、それに制度上からいくと、どうしても、精神科医に対して外傷体験をもっている心理の方も多いので、なかなかうまくいかないところはあるのかなと思う。だから、Bio-psycho-social という表現がとてもすっきりしてるのと、本当はいろんなところで精神科医と心理

の人が協同でやらないといけないんじゃないのかな、という思いもあって出したんです。それから、今の大山先生の方から言っていたことですが、そういう精神科医と心理の方との文脈でいくと、これは、半分嫌味かなと思いつつ、でも褒めてくれたのかなと、そんなことを思ったりもしたんですが、確かに、そうなんです。実は、心の闇とか何か言われている中に、これ以外にもいろいろあるんだけど、発達障害とか、あるいは児童虐待、薬物乱用なりというのが、案外あるんです。先ほど、ちょっと休憩時間にお隣の伊藤先生と話をして、先生が話してくださったことって、皆、心理的虐待を受けてきているんで、そここのところの PTSD ときちっと評価すれば、裁判でもっていき方も違うものになったのではと話をしたんです。と同時に、お話を聞いていて、事例のことに関係するんですが、羨ましいなあと思って。僕なんか、日々接しているんだけど、表に出せないというか、基本的には、出してはいけないということがあるわけです。それと、事例について思うことが2つありまして、1つは、日本では、「司法精神科医」という資格がないんです。私は、やはりそれが必要だと思う。そうすると、当然、資格があるということは、それなりのモラルが要求されますから、そうすると、どんなふうな形で、研究を表に出すのか、そういったルールも作れるんじゃないのかな、と思いました。それから、あとは、大山先生が、一番最後に書いてらっしゃるマスコミ云々というのは、本当に実際に、事件の当事者をみる機会もあったりするわけですけど、マスコミが書いているのが全然違うじゃない、と思うことはいっぱいあるんですね。それも、名のある先生が、見もしないでボーダーラインとか、よく言えるよなって。「診察したのか、お前」って、叫びたくなるわけですね。会ってもいないのに、診断名を振り回す、あるいは、会ってもいないのに、まるでこれが心の闇か、みたいに言う心理学者っていうのは、本当に噴飯者と思うんです。でも、知らせられない状況も、何とかモラルやルールを作って発表できればいいと思う。そうじゃないと、相変わらずヒステリー状態になってしまうと、日々感じています。

藤田： それでは、伊藤先生から、心理学者が勉強すべきことを含めて、お願い致します。

伊藤： いや、そんな大それたことは申せませんが、

あの、細江先生からのご指摘に対して、お話ししようかなと思っていたことを、大山先生が、何か答までくださったような感じがするんですが。私は、改正少年法に焦点を当てて話しましたので、どうしても、逆送の話、重罰化の話が主になりましたが、逆送事件というのは、ご承知のとおり、むしろ例外的、非常に少数でありまして、大半の少年事件はですね、不処分と審判不開始ということで、まったく処分されなくて終わってるんですね。私は、まったく逆方向の話ですが、そちらも問題だろうと思っているんですよ。私が手がけた少年事件では、過去に折角、警察が裁判所まで送ってくれたのに、不処分または審判不開始で、何の手当もされなくて終わっている。それが重なって、やがて大それた事件につながっていくということは、よくあるですよ。背景事情を検討していくと、もう審判不開始や不処分の時点から、底流に流れる、例えば、家庭環境の問題なんていうのは、まったく変わらずあって、その時に、裁判所がそこに着目して、メスを入れていけば、こんな大それた事件にならなかった、というのがあるんですよ。それは家裁の問題だけではなくて、警察の方にも結構あってですね、例えば、40件ぐらいの連続窃盗ということをやった少年でも、結局、2,3件立件すれば、一応それで処分はできるかな、ということで、2,3件で送るわけですよ。あとの37件は、切り捨てられる。けれども、法の建前として、3件で送られたら、その3件だけで処分を決めなくちゃならないから、結局、罪というか、処分としては軽い処分になっちゃたりとか。そういうことを繰り返しているうちに、大それた事件になる、ということもあるんですよ。例えば、綾瀬の女子高生コンクリート事件なんかですね。実は、彼らは、その前に1回、輪姦事件を起こしていて、それ、自首しに行ったんですよ。そうしたら、地元の警察署が、「今、忙しいから、しばらくしたら呼ぶから」と言って、放ったらかした2ヶ月の間に、あの事件が起きていたとか、そういうふうなことがありますので、警察もやはり、もっと予算を使って、人を入れて、丁寧に、たくさんの事件をやらなくちゃならないし、裁判所も、すぐ審判不開始とか不処分とかにしないで、もっと背景事情をみて欲しいと思うんですよ。

それで、大山先生のご質問にもありましたけれど

も、いずれはとにかく、子どもは出てくるわけなので、「出てきた後どうするの？」っていうところ。今はどうなってるかと言いますと、とりあえずは、保護観察所の方が、一応アフターケアっていうことをやることになってますけれども、実際には、保護司さんという方がつかれてですね、それで出てきた時に、うまく定着するようになっていうことをやられるんですが、保護司さん、私もたくさんの方ともお会いしましたし、本当に熱心だと思いますよ。ですけども、その保護司さんも、お一人で何人かを抱えてられて、そんなに手が回らないんですよ。しかも、ボランティアじゃないですか。そういうかたちで任せてしまっている日本というのは、すごく遅れていると思いますし、そういうアフターケア、出てきた人たちを、どう社会に定着させるかというのにも、もっとお金を使わなくちゃならないだろう、というふうに思います。

最後に1つ、「少年法の理念というのは分かるけれども、被害者がそれで納得するんかい？」っていう話については、まさにその通りなんですけど、そもそも、保護処分というのが罰ではないんだ、ということ自体が、世間に全然分かっていないと思うんですよ。ですから、とにかく、重いことをやった奴に重い罰を、というんだったら、全員、子ども、刑務所に入れるなりしなくちゃならないわけであって、それが本当に良い社会なのか、ということ、皆さんも考えていただきたいと思うんです。ただし、それにしても、今の、現行の運用ですと、例えば、中等少年院送致といったときに、窃盗で中等少年院送致になった子も、殺人で中等少年院送致になった子も、判で押したように、1年2ヶ月で出てくるというのは、やめて欲しいと思いますよね。それも、法の建前ではないんです。あの当時もですね、「少年法が軽いから、軽いから」って言われたんですけども、少年法のどこを捲っても、少年院にどれぐらい入れるか、なんていうことは、どこにも書いてない。少年院法には、原則22歳まで、医療少年院だったらもう少し長く、ということを書いてあるだけなわけです。すべては行政、法務省の運用で、そういう、短く出す、というものが、なくなってきてるんです。というわけで、やはり、少年院も予算不足だし、人不足なわけですね。だから、日本というのは、ダイバージョンという観点からすれば、良い

国かもしれないけれども、ダイバージョンで、早いこと外に出した方が更生するよ、という子をどんどん出していいですけど、個々の少年に着目して、「この子はまだ出してはだめだ。3年たっても、4年たっても、5年たっても、まだ出しちゃだめだ」っていう子は、出さない。そういう、何て言うんですかね、本当の意味での更生するところまでを、きちっと見定めるような、一種のインフラと言うんですかね、設備もお金も人材も、もっともっと登用しなければならない、というふうに思っております。

藤田：それでは、富田先生、お願い致します。

富田：あの、あまり質問はなかったんですが、1つだけ。被害者—加害者関係の話が出ましたので、その点について、まずご説明します。これはあの、少年犯罪に限らずですね、私たち、その犯罪被害と言いますと、まったく落ち度のない人が、突然、見ず知らずの人によって襲われ、被害を被ると。こういうイメージを犯罪に対してもっておられるかと思えます。被害者—加害者関係というのは、被害者学の大きなテーマでして、ある程度のデータがあるんですが、そうすると、意外とですね、この被害者と加害者の間に、これは成人も少年も含めてですね、面識関係が多いということなんです。例えば、これは成人も少年もひっくるめてですけども、殺人について言いますと、犯罪白書に統計が出ているんですが、被害者1,157人のうち、その被害者—加害者が親族である場合が、42.5%です。半分近くです。それから、「面識あり」が42.6%です。面識のない人は14%ぐらいです。それから、傷害なんかでも、半分ぐらいは面識があります。ということで、被害者—加害者関係というのは、多くの人は、意外というふうに思われるかもしれませんが、強いんです。罪種によって、もちろん違います。窃盗の場合は、ほとんどありません。少年についてどうか、と言いますと、これは日本の統計では、表に出ているものの中では、少年と成人と分けておりませんので、統計上は、はっきりとしたことは言えません。お手元にお配りした文献の中に、アメリカの事を出しておいたんですが、アメリカでは、罪種別に面識関係などについて、分析したデータがあります。それを基にするとですね、まあ、話が長くなるので、簡単に言いますと、例えば、暴力犯罪の被害者で、「よく知っている者」によって暴力犯罪の被害者となった

者の人口 1000 人あたりの比率は、12 歳から 15 歳の間では 19.4, 16 歳から 19 歳が 17.1, 20 歳から 24 歳が 10.5, 25 歳から 30 歳が 7.6, というふうに、下がっていくんですね。ということは、何を言いたいかという、要するに、少年の方が、面識関係のある間で暴力犯罪が行なわれることが多い、ということになります。これは大体、私の見聞きする感覚とは一致することです。それから、そんなこと分かったって何の意味があるんだという質問があるかと思います。それについては、1 つにはですね、支援ということに結びつくと思います。これは、私が別のところで調査をやったんですが、ちょっと話が逸れますけれども、「被害に遭ったときに、あなたは誰から支援を受けたいと思いますか？」と尋ねると、多くの人、家族と言うんですね。あるいは、地域社会と言うわけです。ところが、特に、少年犯罪は地域の中が多いということを言いました。ということになると、実際には、家族や地域からの支援というのは、非常に受けづらいということになります。あるいは、犯罪被害をきっかけとして、家族関係等がうまくいかなくなる、ということがあります。したがって、その家族間の支援というのが受けにくい状況が、実は、たくさんあるんだということで、第三者の介入が支援というかたちで必要になってくるだろう、というふうに結びつけられると思います。

それから、あとは、これは質問になかったことなんですけれども、今までの議論を聞いていて感じたことですが、少年審判の結果というか、少年犯罪に対する処分が甘過ぎる、とこういう被害者の声もあります。それから、社会全体の考え方としてあると思いますが、保護処分の何たるかを分かっていない、理解されてないということもあると思います。ちょっと自分の立場の方に強引にもっていきますと、つまり、いろいろなケアを受けていれば、必ずしも、重罰だけには結びつかない、ということがあると思います。その必要なケアを受けていない、被害を受けたことについて、そのことすら、人から批判されたりする。そうすると、やはり、犯人である少年に対する重罰要求が高まってくる。こういうことがあると思います。もう 1 つ、何故、罰があるのかということについて言うと、それは、罰を受ければ、犯人はまっとうな人間になり、自分の行為を反

省し、被害者に謝り、弁償をし、再犯の防止になると、こういうふうに、一般的には理解されているわけですね。ところが、実は、そのメカニズムが、必ずしもうまく働いていないわけで、まあ、罰したからといって、反省するわけでもない人もいれば、それから謝罪するわけでもない。再犯を繰り返す、ということもあるわけで、結局、犯罪に対する、対応というのは、やはり罰だけではなくて、いろいろなものを考える必要があるんじゃないかなということです。今日は、あまり言うつもりはないんですが、最近、“restorative justice”、修復的司法というのが流行りなんですけど、それもやはり、そういう発想からきているんじゃないのかなというふうには、私は理解しております。ちょっと余分なことまでお話しさせていただきました。

藤田：それでは、細江先生と大山先生から、1 つ付け加えることがございましたら、お願い致します。

細江：私、しゃべりたいことは沢山ありますけども、時間のこともありますから。やはり、非行少年も、犯罪もそうですけど、皆、同じではないということですね。それは少なくとも、その分類をすることが必要だということと、犯罪という問題そのものが、“Bio”、“psychological”、“social”ということで、非常に複雑な構造の中で起きる。しかも、そこに法というものが入ります。非行少年が、皆、同じだということはないわけでありまして。少なくとも、構造的に違うものはきちっと分けて、そして、発達の違うのはきちっと分けて、レベルの違うものにきちっと分けて、問題というものをやっていくということが、われわれにとって必要だと思っております。

大山：富田先生が、「質問がない」というふうなことでしたけど、質問じゃなくて、私なりに勝手に付け加えさせてもらって、全体に関係することなんですけれども、例えば、先ほど、被害少年ということで考えた場合、例えば、落ち度のあったりした、いわゆる落ち度というのは、あくまで鍵カッコつきの、なんですけれども、そういうようなものがあると、じゃあしょうがないんじゃないか、自業自得説みたいなものがあるって、それは、その人がケアを必要とするってということとは関係ないわけですね。ところが、こういうものの考え方の、コインの裏表な



のは、例えば、「何の罪もない人が」という見方を  
して、そういう人だけがケアを受ける権利があるよ  
うな言説。ところが、もう1つは、例えば、この今回  
の少年犯罪の人間とも、やはりコインの裏表だと思  
うのは、例えば、悪いことをした人に、健全育成  
て言われても、ぴんとこないというような感覚  
て言うんですかね、それは、やったことはもちろ  
んいけないわけけれども、この少年たちは、やは  
り、健全育成されるべき何かがある。やはり、生  
きている以上あるわけだと思いますし、あるいは  
その、そういうことがあって、自分たちの目の前  
にきた時に、こうなる前に、もっとしてもら  
うことがいっぱいあったんじゃないか、虐待  
て話であれ何であれ、そうなんですけど、も  
っと手前にわれわれがいろいろやることがあ  
ったんじゃないか、というようなことが多く  
ございましたので、そういうこととも多分関係  
があるのかな。というのは、加害者側にまわ  
った少年もそうであるし、また、そういう  
いろんなことがあった時に翻って、将来、  
大人の犯罪者になっていかないでいてもら  
いたい、というふうにも思って、富田先生  
のおっしゃったことから、連鎖して展開  
して、そう感じました。

藤田：ありがとうございました。それでは、フロ  
アの皆様からご質問をいただきたいと思  
います。なるべくたくさんの方から頂戴  
したいと思っておりますので、ご質問  
はお一人1つ、簡潔にお願い致します。  
また、ご質問の際には、ご所属とお  
名前をお願い致します。それでは、ご  
自由にお手を挙げていた

だきたいと思います。

質問者：失礼します。日本子どもソーシャルワ  
ーク協会の市川と申します。伊藤先生、保護司の問  
題がありましたが、少年が社会に帰ってきて、援助  
を受ける社会刺激として保護司というのが、多分、  
最前線に立つということで、そこについて先生、保  
護司が、多くの少年を抱えているために、もしか  
したら行き届かない面があるのではないかと、い  
うふうにおっしゃってました。実はこれ、恐らく  
先生方お分かりになってらっしゃると思うんです  
が、保護司さんという立場が、今、その選任の  
不透明感、不透明さであるとか、地域の中で非  
常に名誉職的な立場になっている。私が日頃少  
年たちと接していて、その保護司さんと少年が  
接している様子を少年たちから聞くとです。そ  
の保護司さんたちが、少年の社会の定着に差  
し障りになっている場合はないのですか、と  
思うことがあるんです。例えば、保護司さん  
の戦争体験の話をして2時間、ずっと聞いて  
きたりとか、自分の成績表を出してきて、「私  
はこうだった」という話を2時間も延々と聞  
いて、それを月2回。そうすると、少年がど  
ういうふうな社会に定着するかについては、  
少年となるべく寄り添ったかたちで話を進  
めていかないと難しい。われわれは、社会  
の中で援助活動をしようと思うと、その辺  
の役割については保護司さんがいらっしやる  
から、まあいいじゃないですか、というふう  
に評価されることもあって。こういう場所  
ですから、はっきり言わせていただくと、  
保護司さんが時々じゃまだな、

と思うことが間々あります。でもそれは、私が見た保護司さんだけの話であって、そうじゃない保護司さんたちはたくさんいると思うんですけれども。ただその選任の不透明感ですとか、非常に高齢の方が多くていらっしゃる。どうも、定年の問題についても出てるようなんですが、定年が、70にするか69にするか、というところで議論されているということをおまじと耳にしますと、少年の援助をする、フロントに立つ保護司さんについて、もし先生方の方で何か、今お考えがありましたら率直に伺いたいと思うのですが。

伊藤：ええ、白状しますとですね、さっき私は、保護司さんに気を遣いました。私がテレビで、保護司さんは高齢過ぎてあまり役に立ってない、みたいなことを言いましたら、保護司協会の方から抗議文がきまして、それからあまり私、保護司のことを言わなかったのが正直なところです。私もまったく同感でして、あまりにも高齢。例えば、われわれ弁護士でも、私は今42なんですけど、やはり、20代の時と30代の時と、子どもとこう接していて、段々段々、自分が、彼らにとって親と同じになってきたな、と感じることが増えてきたんですよ。そういう年代でさえそうですから、70とかいう年齢の保護司さんになると、子どもたちからすれば、おじいちゃんかそれ以上、ということになるんですよ。まあ、地域の、という話もありましたけれども、例えば、これは実際の少年の声なんですけど、保護司さんが来た時だか何だったか、自分の学校の校長先生が保護司さんに向かって、「どうも、先生！」っていうのを見て、それで本音なんて話せません、とか言ってたけど、本当そうだと思うんですよ。ですから、例えば、他の欧米なんかではですね、同じようなケア・システムはあるんだけど、できるだけ子どもに近い年齢ということで、20代のボランティアとか、学生ボランティアとか、そういうところを積極的に活用したりとかいうことをやってまして、特に、これはアメリカの例でみましたけれども、学生で、かつ、かつて非行をやった経験がある人っていうのを積極的に登用するとか、そこまでのことを考えてるわけなんですよ。そういうことを考えないと、確かに、だめだな、と思いますし、保護司さんがいろいろなアフターケアって言いますが、月2回呼んでるだけでは、アフターケアになら

ないんであって、結局、少年事件の多くの原因は家族環境、というところがありますから、家族をどう変えていくのか、というところに、ちゃんとメスを入れていかなくてはならない。本来は、年配の方から、そこができるんじゃないかと思うんですけども、家族へのメスっていうのはなかなか入れられないところがあって……。ですから、選任の問題なんかも今、ご指摘いただきましたけれども、それもその通りで、名誉職的な方がいまだにずっとやっておられるというケースも多いですから、もっといろんな専門家ですね、まあ、弁護士で保護司になる人も最近増えてはきたんですが、それこそ心理学とか、そういうところに携わってる方々も積極的に関わっていただきたいと思いますし、私は、若ければ良いとも思っておりませんので、両方があれば一番良いかな、と。もっともっと、いろんな年代の人たちが関わっていけば、もう少しはマシになるのかな、と感じはしていますけど。こんなに話しちゃって、また、保護司協会の方がいらしゃったらどうしましょう。はい、以上です。

藤田：ありがとうございます。他にどなたかいらしゃいますでしょうか。

質問者：茨城の中学校の校長なんですけど、本校も、新聞報道でですね、逮捕されるという事件が3人出ました。先ほどから聞いてますと、学校の教育係が、見せしめ的なものだから、学校長が、事件が発生した場合にはすぐ警察に通報した方が良いということ、それから反対に、保護者側からはですね、加害者の家庭環境、あるいは生い立ち等を考慮して、通報すべきではなかったのではないかと、そういうような意見が、保護者会に出るときなどは、半分半分に分かれます。非常に学校長、悩みます。それと、事件が起きたときにですね、家庭裁判所、鑑別所、加害者、被害者、警察、保護者、地域の有識者、それから監督庁、非常に大きな組織的な関わりがございまして、校長としては、悩みます。夜も眠れないこともあります。そこで、例えば、事件が発生した場合にですね、学校としてはどのように加害者・被害者の方を教育していったらいいのか、対応していったらいいのか、確井先生、よろしくお願い致します。

藤田：では、確井先生、取りまとめていただいて、お願いします。

**碓井:** 警察の力を借りた方がいいのかどうかは、ケースによって何とも言えないと思いますが、私、校長先生のお話を聞いて、第一印象は、「なんて偉い校長先生なんだろう」って。言えないですよ、逮捕者3名って。問題のある学校が変わっていく事例をみていくと、大体共通していて、力のある校長先生がいらっしゃって、問題を明るみに出して、皆で考えていく。生徒会が変わり、教職員が変わり、PTAが変わり……。すると、学校が変わっていくんですよ。それで、被害者・加害者、どうしたらいいでしょう、一言で言えなくて、多分もう考えられる限りのことはなさってると思うんですが、願いとしては、被害者・加害者直接のケアということに加えて、多分、学校全体が傷ついていて、子どもたちはそのために、とても辛く悲しい思いをしてるのかなって。学校全体の危機対応というか危機介入みたいなのが、それは是非とも必要なかなって。それは、なかなか警察も弁護士もやってくれなくて、それこそが学校の働きなのかなって思いますし、いろんなさまざまなところで、何だかんだ、何だかんだって行って、校長先生は夜も眠れなくなるなんて、それは私、本当に変なんじゃないかって。そういういろんな関係諸団体は、学校を支えるのが役目じゃないかって。眠れない校長を寝かせてあげるのが役目じゃないとか、私は今聞いて。でもなかなか、おとなの社会はそうはうまくいかないんでしょうけれども。学校が被害者・加害者を支え、地域が学校を支え、というふうにいかないんでしょうかねえ。すいません、答えになってないですが。

**藤田:** ありがとうございます。それでは、他にいらっしゃいますでしょうか。では、お願い致します。

**質問者:** 伊藤先生にお尋ねしたいのですが、先ほど話の中で、少年事件のことでですね、事件の重さと処遇の重さが関係ない、とおっしゃったわけですが、私は、重大な事件が起こると、社会全体が反応しますね。それで、鋭い、いろんな複雑な反応の中で、加害少年も被害少年も、これから生きていこうと思うんです。そういう社会の、こう複雑な厳しい反応の中で生きていかなくってはならない少年に、加害少年にしても、被害少年に対してもですね、然るべく、指導とか教育がなされないといけないと思うんです。ですから、加害少年に対する指導方

針、裁判の結果も含めてですね、それは、事件の重大さと極めて深い関係があるんじゃないかと、こういうふうに思ったのですが。その点について、ちょっとご説明を、私がちょっと迷ってるようなところを教えてくださいたいというふうに思うのですが。

**伊藤:** はい、ええとですね。いや、教えていただきたいとおっしゃられるよりも、まあ、ご指摘の通りのところはあると思います。私は、ある意味ではドグマ的ですね、そこの事件の重さと処遇の重さというのは連動しないんだ、ということをおっしゃったけれども、特に、社会の注目を集めるような大きな事件の場合に、じゃあそれで、この子には処遇は必要ないから、それでほんとに離しちゃっていいのかっていうと、そういうものでもないですよ。先ほど私は、少年法の建前では、まったくそこで、何年少年院に入れるかということも決める建前にはなっていないということをおっしゃったけれども、割と最近出てきた実務なんですけど、そもそも、長期少年院送致、短期少年院送致というのも、法になかったんですけど、まあ、そういうかたちを運用でやってきたんですが、例えば、神戸の連続児童殺傷事件ですとか、あるいは、佐賀のバスジャック事件ですとか、あの辺りは本来、法ではそういうものはないんですけど、少年審判の審判官が、最低5年は少年院の中で処遇させることとか、それから、神戸の事件でいえば、精神科医とのマンツーマンのケアというものをしばらく続けることとか、そういう事細かなところまで、裁判官は指示をしました。あれ自体も、われわれにとっても画期的だったんですけど、例えば、加害少年に対して、世間が怒ってるから、長く閉じ込めて、少し世間を冷まそうとか、それもまた、1つ、考慮の要素にもなりうる話ではあるんですよ。ですから、私自身は、先ほどの話っていうのも、重い罪を犯したって軽くたっいいじゃないかっていうことだけの観点で申し上げたのではなくて、表面的には軽い事件であっても、かなり、ケアには長い時間を要する、というようなこともあるんだということも含めて申し上げたつもりなんですけれども。それだけ、社会の注目を集めるような事件を起こした場合には、被害者の納得のためとか、世間の納得のためにといいことだけではなくて、加害者の少年、その彼自身のためにも、

ある程度長く留めおく、というような考慮が必要であるということはお指摘の通りだと思いますから、まあ結果的には、重い罪を犯せばあつと不処分になってそれでいい、ということでは有りません。補足するならば、私がやりました四谷一中の担任教師刺殺事件で、最終的に裁判官が何故不処分にしなかったのかと言いますと、裁判官は、これで不処分にしてしまったら、その少年、すごい真面目な子なんです。その真面目な少年は、自分の罪を何処で償っていいのかわからないで、下手をすると、それで悩んでしまうと、うつになったり、下手をすると自殺したり、というようなことにもなってしまうから、この子自身が、自分はここで罪を償ったんだ、ということを受容させる場を提供しましょう、という理由で少年院送致をされました。

**藤田:** ありがとうございます。それでは、最後に、簡潔にお願い致します。

**質問者:** 今日、日本応用心理学会が主催されて、少年犯罪の今日的課題ということで、少年犯罪に対して、どういう意向でこの応用心理学会が開かれたのかということからの質問で、ちょっと何先生にということからは、大山先生なのか、細江先生なのか、富田先生なのか、ちょっとわからないのですが、私自身が、日本子どもソーシャルワーク協会の寺出と申します。少年犯罪、少年事件を知っている少年たちと接していて、その彼らがいろいろな処遇を受けるわけです。地域にすぐ戻る場合もありますし、少年院の場合もありますし、児童自立支援施設のものもあるんですが、それぞれの中での、どういう体験の中で、また地域に戻ってという、少年たちをずっとつぶさに見ていて常に感じることは、修復的司法という言葉がちょっと出ましたけれども、やはり、中においてのプログラム自体が、もっともっと変えていく必要があるのではないか。少年たちが、本当に自分のしてしまったことに対して、「お前はこんなに悪いことをしたんだから、反省しろ、反省しろ」ということを繰り返すだけでは、反省にはならない、ということから、もう一度、プログラム自体、カリキュラム自体の中身を変えていく必要があるのではないか、ということもいつも感じております。やはり今、地域に戻ってからの保護司の対応ということも含めてですね、もっと全部を連動させたかた

ちでのプログラムが必要であり、それから阿部先生も、半数以上が虐待の被体験者であるという、加害者、少年自体がそういうものであるのだとしたら、その少年に対する、被害を受けたところでの回復のプログラム、あるいは加害者であった家族側に対して、それを自覚したり、あるいは今後どういふふうにと、加害者側の、家族の加害者側に対してのプログラム、それから、親子関係の回復プログラム、あらゆるものが必要なのではないか。そして私は、被害者の会のところで、先ほどちょっと、必要なケアを被害者の方にきちんとしていけば、決して重罰要求に繋がらない、というような話が出たかと思うんですけども、今は本当に、被害者と加害者という少年のところでも分断されていて、その地域の中に戻ってきてからも、やはり今後のことと言えば、被害者と加害者の修復プログラムも、あるいは家族の中でのプログラムも、それから、地域に戻ってくる段階での、地域での受け皿も含めてのプログラムも、すべてのところが、何かなかったり、あるいはあつたとしても、それがとても不十分であるか、あるいは出発点から違うのではないかと思われることが多く感じられますので、そのことについてのお考えなりご回答をいただけたらと思います。

**藤田:** それでは、代表されまして、どなたかお答えいただけますでしょうか。

**細江:** おっしゃる通りで、よく分かります。私自身、犯罪というものは、そういう制度を含めたもののなかで起き、取扱かわれていくと考えております。研究者としては、そういうことをよく理解していなければだめだと思っております。犯罪の行為という特殊なパースペクトだけで、犯罪を考えると困ると思っております。しかし、制度全体をどうするかということ、そういう流れの中できちっと犯罪の諸過程を研究した後の問題だと思いますけれど。私は、今のお話は、当然犯罪を考えると重要な問題でありますから、見落とすことはできないと思っております。

**富田:** 私も一言だけ申し上げますと、犯罪、非行への対応を考えるときに、注意しなければならない視点というのは、第1に被害を回復すること、第2に再犯を予防すること、第3に被害者、加害者、社会との関係修復ということになります。解決しなければならない要素をまとめれば、そ

の3つになると思います。さっきもちょっと申し上げましたが、今まで、刑罰だけにその役割を期待され続けてきた。それで、ご指摘の通り、犯罪に対する対応としては、さまざまなプログラム、刑罰以外のですね、いわゆる“restorative justice”なものを含めた多様なプログラムが、もっともっと開発されていなければならない、というのはご指摘の通りだと思います。まったく同感であります。

阿部：児童自立支援施設、少年院、刑務所等を現場としてきた者としては、気がついたんですが、児童福祉施設を出た後の子どもが、少年院に行ってるのか、刑務所に行ってるのか、これは児童福祉施設の人は何も知らないんですね。だから、自分たちがどういうプログラムでやればいいのか、ということの評価というか、何をやれば良かったのかが分からない。少年院に行くと、今度は児童福祉施設でどうであったか、までのデータはある。でも、刑務所に行きましたねっていう話になると、それはどう分からない。つまり、後がどんなふうであったかというものの評価ができないんですね。評価ができない構造になってるものだから、何が処遇プログラムとして良いのかどうなのか、というのも見えない。こういう構造になってるのが1つと、それから、罰、罰と言うけれども、日本は刑務所なり少年院なり、アサイラムというか、そういうところに放り込む数というのは非常に抑えてますよね。明治以来、ほとんど刑務所の入所数が変わらないのに、人口だけはものすごく増えている。だから、厳罰化と言うけれども、ここであまり「諸外国が…」というのは使いたくないけれども、日本というのはそういう意味では、刑務所に入れにくい国なんですよね、実は。入れずにきている。出たときには、何か家族がきつとフォローしてくれるだろうみたいな、そういう構造の中において、子どもの問題についても、きちんと評価されないし、処遇プログラムについても、施設の自己完結型の発想でずっとやってきてる、というのが現状だと思う。それから、万引なども非常に多いんだけど、実際には摘発されない。先ほど伊藤先生がおっしゃったように、最初は割と小さな罪が不処分なる。不処分になるということは、やっては

いけないんだ、ではなくて、やったけど見過ごされてしまう。「厳罰化」を批判したりするけれど、罰に対する考え方がはっきりしていない気がするし、監獄法にしても明治時代に定められたものを変えずに使っている。刑罰観について明確にする必要があると思うのです。

質問者： すいません。私の聞き間違いかもしれませんが、少年院を出た後、どうなってるか分からないというお話はですね、例えば、刑務所にどのくらい入ったか分からないというニュアンスのお話でしたが、これはちゃんと分かるようになっております。また、少年院を出た人の予後調査もですね、研究所等々出ておまして、相当の詳しい調査は公に行なわれております。そのことだけ、ちょっと補足させていただきます。

藤田：ありがとうございます。そろそろ時間も迫ってまいりました。今日はいろいろとお話を伺いまして、少年犯罪自体の意味、彼らを取り巻く環境をもっと多角的に捉えなければいけないということを実感致しました。メディアで報道される内容を見ておきますと、一方で、少年たちの、何か殺伐とした事実に驚かされる毎日です。これからも続くいくのでしょうか。少年たちの心理を知ることはもちろんですけれども、犯罪に到った背景、家族の驚き、被害者側の衝撃、今後のサポートの必要性、法律はどのようにみているのか、彼らへの処罰や矯正の意味など、新しい知識を身につけることができました。少年問題は永遠のテーマなのでしょう。今日お集まりの皆様も、今日のシンポジウムに参加されて、何かお考えを持たれていただければ幸いです。

本日は、このように多数の方のご参加をいただき、誠にありがとうございました。最後に、シンポジストの先生に、ぜひ拍手でお応えいただきたいと思っております。これで、公開シンポジウムを終了させていただきます。ありがとうございました。

最後になりますが、受付でアンケート用紙をお配りしたかと思っております。ぜひご記入いただきまして、帰りがけに受付のピンクの箱の中に投函していただきたいと思っております。長時間、ありがとうございました。